

このタジキスタン共和国法「株式会社について」(株式会社法) 和訳 (仮訳) は , 国際協力機構 (JICA) の様々な研修等でコーディネータ及び通訳等で御活躍されている岡林直子氏にロシア語から日本語に翻訳いただいたものを , 法務総合研究所国際協力部の責任において編集し , 掲載するものです。

2008 年 9 月 法務総合研究所国際協力部

タジキスタン共和国法 2007 年 3 月 5 日付け第 237 号 「株式会社について」¹

(目 次)

- 第 1 章 総則 (第 1 条 - 第 9 条)
- 第 2 章 株式会社の設立 (第 10 条 - 第 16 条)
- 第 3 章 株式会社の定款資本金 (第 17 条 - 第 20 条)
- 第 4 章 株式会社の株式 , 社債 , その他有価証券 (第 21 条 - 第 29 条)
- 第 5 章 株式及び社債の割当て (第 30 条 - 第 35 条)
- 第 6 章 配当 (第 36 条 - 第 40 条)
- 第 7 章 株主名簿 (第 41 条 · 第 42 条)
- 第 8 章 株式会社の経営 (第 43 条 - 第 71 条)
- 第 9 章 株式会社の財務経営活動の監督 (第 72 条 · 第 73 条)
- 第 10 章 自社株式の買戻し及び買取り (第 74 条 - 第 79 条)
- 第 11 章 大規模取引 (第 80 条 - 第 82 条)
- 第 12 章 利害関係のある取引 (第 83 条 - 第 86 条)
- 第 13 章 株式会社の記録 , 報告 , 文書 , 株式会社に関する情報 (第 87 条 - 第 92 条)
- 第 14 章 株式会社の組織変更及び清算 (第 93 条 - 第 103 条)
- 第 15 章 最終章 (第 104 条 · 第 105 条)

第 1 章 総則

- 第 1 条 本法の目的
- 第 2 条 株式会社に関する法令
- 第 3 条 主要概念
- 第 4 条 株式会社の法的地位
- 第 5 条 株式会社の名称と所在地
- 第 6 条 公開株式会社と閉鎖株式会社
- 第 7 条 支店及び駐在員事務所

¹ 2007 年 1 月 24 日付けマジリシ・オリ (最高会議) マジリシ・ナモヤンダゴン (上院) 第 470 号決定により採択 , 2007 年 2 月 22 日付けマジリシ・オリ (最高会議) マジリシ・ミリ (下院) 第 279 号決定により承認

第8章 子会社及び従属会社

第9条 株式会社の責任

第2章 株式会社の設立

第10条 株式会社の設立

第11条 国家単一企業体の株式会社への形態変更

第12条 株式会社の発起人

第13条 株式会社の設立集会

第14条 株式会社の定款

第15条 定款の変更、追加、又は新定款の承認

第16条 株式会社の国家登記

第3章 株式会社の定款資本金

第17条 株式会社の定款資本金及び株式

第18条 定款資本金の増額

第19条 定款資本金の減額

第20条 債権者に対する減資の通知

第4章 株式会社の株式、社債、その他有価証券

第21条 株式に関する総則

第22条 株式の種類

第23条 普通株式

第24条 優先株式

第25条 割当済株式及び授権株式数

第26条 株式会社の社債

第27条 株式及び社債の払込み

第28条 株式会社の準備金

第29条 株式会社の純資産

第5章 株式及び社債の割当て

第30条 株式の割当価格

第31条 社債の株式への転換手続

第32条 社債の割当価格

第33条 株式及び社債の割当方法

第34条 株式及び転換社債の割当てにおける株主の権利の保護

第35条 株式及び転換社債の優先取得権の行使手続

第6章 配当

第36条 配当の支払手続

第37条 配当支払の制限

- 第38条 配当支払の決定順序
- 第39条 配当支払の取消し及び再開
- 第40条 社債に対する支払手続

第7章 株主名簿

- 第41条 株主名簿
- 第42条 株主名簿への記載

第8章 株式会社の経営

- 第43条 株式会社の経営関
- 第44条 株主総会
- 第45条 株主総会の権限
- 第46条 臨時株主総会
- 第47条 裁判所判決による株主総会の招集
- 第48条 株主総会開催の通知
- 第49条 株主総会の議題の提案
- 第50条 株主総会の議題案の拒否
- 第51条 株主総会の開催準備
- 第52条 株主総会の議決方法
- 第53条 通信投票式による株主総会
- 第54条 株主総会の参加権
- 第55条 集計委員会
- 第56条 株主総会の参加手続
- 第57条 株主総会の定足数
- 第58条 株主総会における議決
- 第59条 投票用紙
- 第60条 投票用紙による議決の開票
- 第61条 議決結果に関する議事録及び報告
- 第62条 株主総会の議事録
- 第63条 取締役会（監督役員会）
- 第64条 取締役会（監督役員会）の選出
- 第65条 取締役会（監督役員会）の権限
- 第66条 取締役会（監督役員会）の権限の終了
- 第67条 取締役会（監督役員会）の議長の選出，議長の権限
- 第68条 取締役会（監督役員会）の会議
- 第69条 単独執行機関（取締役，代表取締役）
- 第70条 合議制執行機関（理事会，重役会）

第71条 経営機関及び執行機関の成員の責任

第9章 株式会社の財務経営活動の監督

第72条 監査役会（監査役）

第73条 監査役会（監査役）の報告書

第10章 自社株式の買戻し及び買取り

第74条 自社株式の買戻し

第75条 自社株式買戻しの制限

第76条 株式の併合及び分割

第77条 株主の請求による株式の買取り

第78条 株主の株式買取請求権の行使手続

第79条 財産の市場価格の確定

第11章 大規模取引

第80条 大規模取引

第81条 大規模取引の承認手続

第82条 株式会社の普通株式の30パーセント以上の取得

第12章 利害関係のある取引

第83条 利害関係のある取引

第84条 利害関係についての通知

第85条 利害関係のある取引の承認手続

第86条 利害関係のある取引の要件が遵守されなかった場合の効果

第13章 株式会社の記録、報告、文書、株式会社に関する情報

第87条 帳簿及び会計報告書類

第88条 株式会社の外部監査

第89条 文書の保管

第90条 株主に対する情報提供

第91条 義務的情報開示

第92条 提携者に関する情報

第14章 株式会社の組織変更及び清算

第93条 株式会社の組織変更

第94条 株式会社の新設合併

第95条 株式会社の吸收合併

第96条 株式会社の分割

第97条 株式会社の分離

第98条 株式会社の形態変更

第99条 株式会社の強制組織変更の要件が遵守されなかった場合の効果

- 第100条 株式会社の清算
- 第101条 株式会社の清算手続
- 第102条 清算株式会社の残余財産の分与
- 第103条 株式会社の清算の完了

第15章 最終章

- 第104条 タジキスタン共和国法「株式会社について」の失効
- 第105条 本法の発効手続

第1章 総則

第1条 本法の目的

本法は、株式会社の法的地位、その設立、組織変更及び清算の手続、株主及び第三者の権利及び義務並びに権益の保護、並びに株式会社の各機関及び役員の権限及び責任を規定するものである。

第2条 株式会社に関する法令

タジキスタン共和国の株式会社に関する法令は、憲法に基づき、タジキスタン共和国民法、本法、その他の法令、及び、タジキスタンが承認する国際法令から成る。

第3条 主要概念

本法では、以下の主要概念を用いる。

株式会社 定款資本が特定数の株式に分割される営利組織で、その社員（株主）は、株式会社の債務に対して責任を負わず、所有する株式の範囲において、業務により発生する損失の可能性を負担する。

転換社債 株式会社が発行する有価証券で、発行の際に定められる条件に従い、当該株式会社の株式に転換されるもの

名簿管理人 証券市場に業として参加する者、又は、株式会社内の担当者で、株主名簿の作成管理及び保管業務を行う者

名義上の株式保有者 証券市場に業として参加する者で、株式の所有者ではなく、株主の株式に関する利益を代理し、契約に基づく所有者の委任によりその権利を自らの名において行使する者

全権機関 証券市場において発生する諸関係の国家統制を行う国家機関

配当 株式会社の純益の一部で、株主間で所有株式数に比例して配分されるもの

割当済株式 証券市場で流通している株式。割当済株式数は、株式総数から、株式会社自体の貸借対照表に記載される株式数を引いた差として求められる。

優先累積株式 株式会社に利益が出なかつたため配当が支払われず、次期以降に配当を受け

る株式

無記名株式 株主名簿上に所有者の氏名が記載されていない株式で，法的に，株式会社の完全な株主として認められるもの。この種の株式に対する配当は，株式の提示者に支払われる。

記名株式 特定者の名宛で発行され，株主名簿に登録された株式。記名株式の売却又は譲渡は，譲渡証書（裏書）によって行われる。

議決権株式 その所有者に，本人自ら又は代理人を通して，株主総会の議決に参加する権利を与える株式

株式及び転換社債の公開割当て 株式会社の株式及び株式に転換できる社債を，前もって人物及び人数を限定できない不特定者に対し，公告，宣伝，競売を行って割り当てるこ

累積投票 議決に参加する各株式に，選出される株式会社の合議制管理機関の成員数に等しい議決権数を割り当てる議決方法

提携者 経済活動主体の活動に対し，影響を与えることのできる自然人又は法人。株式会社の役員（取締役会（監督役員会）の成員，合議制執行機関の成員），及び，株式会社の議決権株式を20パーセント以上所有する株主は，株式会社の提携者とされる。

定款資本金 会社設立時における最低限の資本金。その額は，本法が定める。

第4条 株式会社の法的地位

- 1 株式会社は法人であり，その業務の遂行のために，タジキスタン共和国法令が禁止しない範囲の義務を負う。
- 2 タジキスタン共和国法「特定業務の許可について」が定める一定の業種については，株式会社は，営業許可に基づいてのみ従事できる。
- 3 株式会社は，法令が定める手続により国家登記された時点から，法人として設立されたものとされる。株式会社は，その定款に別途の手續が規定されていない限り，期限を定めずに設立される。株式会社は，所定の手續に従い，タジキスタン共和国内及び国外に，銀行口座を開設することができる。
- 4 株式会社は，法人であり，独自の貸借対照表に記載される独立した財産を所有し，自らの名において財産権及び属人的非財産権を取得し，行使することができ，義務を負い，裁判において原告及び被告となることができる。
- 5 株式会社は，正式社名が国語で表記された丸印を持たなければならない。丸印には，また，他の任意の言語で表記された社名を含めることができる。
- 6 株式会社は，社名を入れた印鑑や便箋，所定の手續により登録された商標，その他の視覚的認知手段を持つことができる。
- 7 銀行，投資，及び保険業務分野の株式会社の設立及び組織変更の特則については，本法及び他のタジキスタン共和国法により定める。

第5条 株式会社の名称と所在地

- 1 株式会社は、独自の社名を持ち、その社名には、「公開株式会社（ОАО）」又は「閉鎖株式会社（ЗАО）」の語を含めなければならない。
- 2 株式会社の所在地は、その設立文書により定める。
- 3 株式会社は、通信用の郵便宛先を持たなければならない。

第6条 公開株式会社と閉鎖株式会社

- 1 株式会社には公開株式会社と閉鎖株式会社があり、これは、会社の定款及び社名に記載される。
公開株式会社の株主は、所有する株式を、他の同社株主の同意を得ずに譲渡できる。公開株式会社は、本法及び他法令の要件に従い、発行株式の公募割当て及び売却を行うことができる。
公開株式会社の株主数は、制限されない。
公開株式会社は、毎年、年次報告、貸借対照表、及び損益計算書を、一般に公開する。
- 2 株式が発起人間でのみ、又は、他のあらかじめ特定された者の間でのみ割り当てられる株式会社は、閉鎖株式会社である。閉鎖株式会社は、発行株式の公募割当てを行うことはできず、また、他の方法で株式を不特定者の取得に供することはできない。
閉鎖株式会社の株主数は、50名を超えてはならない。
株主数が本項の定める限度を超える場合、閉鎖株式会社は、一年以内に公開株式会社に変更されなければならない。本項が定める限度まで株主数が減少しない場合、会社は、裁判手続により清算される。
閉鎖株式会社の株主は、同社の他の株主が株式を売却しようとする際、他者に提案されたのと同じ価格で、優先的に株式を取得する権利を持つ。株主が売却しようとする株式に対し他の株主が優先取得権を行使しなかった場合に、株式会社が株式の優先取得権を持つ旨、会社定款で規定することができる。
- 3 株主が売却する株式に対する優先取得権の行使方法、及び、行使期間については、株式会社の定款が定める。優先取得権の行使期間は、売却が提案された時点から30日以上、60日以内でなければならない。
- 4 法律が定める場合において、発起人がタジキスタン共和国である株式会社（国家企業の民営化の過程でできた会社を除く。）は、公開株式会社でなければならない。

第7条 支店及び駐在員事務所

- 1 株式会社は、本法及びその他の法律の要件に従い、タジキスタン共和国内に支店及び駐在員事務所を開設できる。
タジキスタン共和国外における支店及び駐在員事務所の開設は、タジキスタン共和国が締結

した国際条約に別途の手続が定められていない限り，開設地国の法令に従って行われる。

- 2 株式会社の支店は，その独立した支部であり，株式会社の所在地外に所在し，駐在員事務所の機能を含め，株式会社の全ての機能，又は，その一部を遂行するものである。
- 3 株式会社の駐在員事務所は，その独立した支部であり，株式会社の所在地外に所在し，株式会社の利益を代理し，保護する。
- 4 支店及び駐在員事務所は，法人ではなく，株式会社が承認した規則に従い活動する。支店及び駐在員事務所は，開設元の会社から財産を与えられる。この財産は，それぞれの貸借対照表にも，会社の貸借対照表にも記載される。支店及び駐在員事務所の代表者は，株式会社により任命され，規則と株式会社が発行する委任状に基づき活動する。
- 5 支店及び駐在員事務所は，会社の名において活動する。支店及び駐在員事務所の活動に対する責任は，それらを開設した株式会社が負う。
- 6 タジキスタン共和国内に所在する株式会社の支店及び駐在員事務所は，タジキスタン共和国法「法人国家登記について」が規定する手続により登録される。
- 7 株式会社は，会社定款に支店・駐在員事務所の一覧を含めた後に，タジキスタン共和国内及び国外で，これらを開設できる。

第8章 子会社及び従属会社

- 1 株式会社は，本法及び他法律に従い，タジキスタン共和国内に，法人格を持つ子会社及び従属会社を持つことができ，タジキスタン共和国外には，タジキスタン共和国が締結した国際条約に別段の定めがない限り，開設国の法令に従いこれらを持つことができる。
- 2 子会社とは，他の主たる株式会社（親会社）が，優越的に定款資本に参加することにより，又は，両社の契約若しくはその他の方法により，当該会社がとる決定の内容を決める可能性を持つ株式会社である。

子会社は，親株式会社の債務について責任を負わない。

- 3 子会社に対して拘束力ある指示を出す権利を持つ親会社は，子会社がその指示に従って締結した法律行為につき，子会社とともに連帯責任を負う。親会社が子会社に対し拘束力ある指示を出す権利を持つとされるのは，このような権利が子会社との契約に規定されている場合又は子会社の定款に規定されている場合のみである。

子会社が親会社の責任により倒産した場合，親会社は子会社の債務につき補充責任を負う。子会社の株主は，親会社の責めに帰すべき事情により子会社が被った損害の賠償を，親会社に請求できる。

- 4 他の株式会社（支配会社）が議決権株式の20パーセント超を所有する株式会社は，従属会社である。他社の議決権株式を20パーセントを超えて取得した株式会社は，全権機関が定める手続により，遅滞なくその旨を公表しなければならない。

第9条 株式会社の責任

- 1 株式会社は、その債務につき、全所有財産によって責任を負う。
- 2 株式会社は、その株主の債務について責任を負わない。
- 3 株式の払込みを完全に終えていない株主は、株式会社の債務につき、所有する株式の価格の未払分の範囲で、連帯責任を負う。
- 4 株式会社の倒産が株主又はその提携者の行為又は不作為によるものである場合、株式会社の財産が不足する際に、当該の株主又はその他の者に、株式会社の債務について補充責任を負わせることがあり得る。

第2章 株式会社の設立

第10条 株式会社の設立

- 1 株式会社は、発起人（単独発起人）の決定により設立される。1名の者によって株式会社を設立する場合、設立の決定は、この者が単独で行う。
- 2 株式会社は、また、既存法人の組織変更（新設合併、分割、分離又は形態変更）によっても設立される。
- 3 株式会社の発起人は、設立契約に署名し、そこに、株式会社設立に関する共同作業の実施手続、定款資本金額、発起人が引き受ける株式の種類、株式の払込額及び払込方法、並びに会社設立に関する発起人の権利と義務を規定する。

第11条 国家単一企業体の株式会社への形態変更

- 1 国家単一企業体は、企業財産の全額分の株式を発行することにより、株式会社に形態変更できる。
- 2 共和国所有の国家単一企業体の株式会社への形態変更の決定は、タジキスタン共和国の国家財産管理機関がとり、公共所有の単一企業体については、地方人民代議員マジリス（地方議会）がとる。
- 3 国家単一企業体の形態変更によりできた株式会社は、この企業体の権利承継者である。
- 4 国家所有物を基として株式会社を設立する際、公開株式会社の定款資本金額は、タジキスタン共和国法令が規定する手続により求められる企業（財産）の価格とする。

第12条 株式会社の発起人

- 1 株式会社の発起人とは、株式会社の設立と定款の承認を決定した自然人及び（又は）法人である。

国家機関は、法律に別段の定めがない限り、株式会社の発起人となることはできない。

国家単一企業体は、国家財産管理を管轄する国家機関に代表される国の同意がある場合のみ、株式会社の発起人となることができる。

- 2 株式会社は、単独者からなる他の株式会社を単独発起人（株主）としてはならない。
- 3 株式会社の発起人は、会社の設立に關係してその国家登記までに発生する債務につき、補充責任を負う。

第13条 株式会社の設立集会

- 1 株式会社を単独発起人が設立する場合、株式会社設立決定はこの発起人がとり、設立集会は実施しない。
- 2 設立集会は、全発起人又はその権利を委任された代理人が出席している場合、有効である。
- 3 集会の議長は、出席者の単純多数決によって選出される。
- 4 設立集会は、株式会社の定款を全会一致で承認する。
- 5 設立集会で選出された株式会社の経営機関は、第一回株主総会まで機能する。第一回株主総会は、国家登記を受けた後に開催される。

第14条 株式会社の定款

- 1 株式会社の定款は、株式会社の設立文書である。
- 2 定款に規定される要件は、株式会社の全機関、及び、その株主に対し拘束力を持つ。
- 3 株式会社の定款は、以下の情報を含まなければならない：
 - 株式会社の正式社名及び略称
 - 株式会社の所在地
 - 株式会社の種別（公開又は閉鎖）
 - 株式の数量、額面価格及び種類（普通株式、優先株式、株式会社が割り当てる優先株式のタイプ）
 - 各種（タイプ）株式につき、株主が持つ権利
 - 定款資本金額
 - 株式会社の経営機関の構造、権限及び議決方法
 - 株主総会の準備及び開催手続。経営機関が特別多数決又は全会一致で議決する問題の一覧を含む。
 - 支店及び駐在員事務所に関する情報
 - 優先株式の転換方法
 - 本法が規定する他の条項

定款には、本法及び他のタジキスタン共和国法令に抵触しない他の条項を含めることができる。

- 4 株式会社は、株主及び外部監査人の請求により、相応の期間内に、変更、追加部分を含め、定款を閲覧する機会を与えなければならない。株式会社は、株主の請求により、現行の定款の写しを提供しなければならない。

第15条 定款の変更，追加，又は新定款の承認

- 1 株式会社の定款の変更又は追加は，株主総会の決定に従い行われ，新定款の承認もこのような決定に基づいて行われる。
- 2 株式会社の増資又は減資に関する定款の変更は，株主総会の，株式額面価格の増額若しくは追加株式発行による増資の決定，又は，減資の決定に基づいて行われる。
- 3 株式会社の定款の変更，追加，又は新定款の承認は，議決権株式を持つ参加株主の4分の3以上の多数決による株主総会の決定に基づき行われる。

第16条 株式会社の国家登記

株式会社の登記は，タジキスタン共和国法「法人国家登記について」に規定される手続により，司法機関で行われる。

株式及び社債の登記手続は，タジキスタン共和国法「有価証券及び証券取引所について」に従い行われる。

第3章 株式会社の定款資本金

第17条 株式会社の定款資本金及び株式

- 1 株式会社の定款資本金は，株主により取得された株式会社の割当済株式の額面価格から成る。株式会社の全ての株式の額面価格は，同一でなければならない。
株式会社の定款資本金は，債権者の利益を保証する最低財産額を定める。
- 2 公開株式会社の最低資本金額は，株式会社の登記日における最低賃金額の1000倍以上でなければならないならず，閉鎖株式会社の最低資本金額は，同じく最低賃金額の400倍以上でなければならない。
- 3 株式会社は，普通株式を発行し，また，一種又は数種（タイプ）の優先株式を発行できる。
株式会社の設立時については，全ての株式を発起人間で割り当てなければならない。株式会社の株式は記名式及び無記名式で発行される。

第18条 定款資本金の増額

- 1 株式会社の定款資本金は，株式の額面価格を増額し，又は追加株式を発行することにより，増額できる。
株式会社は，定款資本金の払込みが完了しないうちに，増資をしてはならない。
- 2 株式の額面価格の増額，又は，追加株式の発行による増資の決定は，株主総会によってとられる。
- 3 追加株式は，株式会社の定款に定められる授権株式数の限度内でのみ，発行できる。
追加株式の発行による増資の決定は，株主総会により，本法に従い当該決定をとるため必要

な授権株式数に関する項目を定款に追加する決定，又は，授権株式数に関する項目の変更に関する決定と同時に，行うことができる。

4 追加株式の発行による増資の決定には，それぞれの授権株式数の限度内で追加発行する普通株式及び各タイプの優先株式の数量及び割当方法，優先取得権を持つ株主に対する割当価格を含めた，募集を行う追加株式の割当価格又は価格の決め方，並びに払込方法が定められてなければならず，また，その他の割当条件を定めることができる。

5 追加株式の発行による増資は，株式会社の財産によって行うこともできる。株式の額面価格の増額による増資は，株式会社の財産によってのみ行うことができる。

株式会社の財産による増資額は，株式会社の純資産額から定款資本金額と準備金額を引いた差を超えてはならない。

株式会社の財産により追加株式を発行して増資する場合，この株式は，全株主間で割り当てる。この際，各株主には，その所有株式と同種（タイプ）の株式を，所有株式数に比例して割り当てる。

6 株主総会における 25 パーセント超の議決権を与え，タジキスタン共和国の国家財産私有化法令に従い確保されるべき 1 まとまりの持分株式がある場合，追加株式発行による増資は，確保期間においては，この国家持分が保持される場合のみ実施できる。

第 19 条 定款資本金の減額

1 株式会社は，定款資本金を減額することができ，また，本法に規定される場合においては，減額しなければならない。

定款資本金は，株式の額面価格を減額し，株式の総量を削減し，又は，本法が規定する場合において，一部株式を買い戻すことにより，減額できる。

株式会社は，定款の相応の変更を国家登記するための書類の提出日現在において本法が定める最低資本金額を下回ることになる場合は，減資を行うことはできない。

2 株式の額面価格の減額による減資，又は，株式総数を削減するための買戻しによる減資の決定は，株主総会が行う。

第 20 条 債権者に対する減資の通知

1 株式会社は，減資を決定した日から 30 日以内に，減資の実施及び新しい資本金額を，債権者に書面で通知し，また，法人の国家登記情報を掲載する刊行物に，この決定を掲載しなければならない。

2 株式会社の減資に関連する定款の変更の国家登記は，本条が規定する手続に従い債権者への通知がされたことの証明があれば，実施される。

3 株式会社が決定について債権者に通知を行わなかった場合，債権者は，債務関係の期限前終了又は債務の履行と，損害の賠償を，書面で請求できる。

第4章 株式会社の株式，社債，その他有価証券

第21条 株式に関する総則

1 株式とは，株式会社が発行する有価証券で，その種類・カテゴリーにより，以下の株主の権利を証明するものである。

- 配当を受ける権利
- 本法に別段の定めがない限り，株式会社の運営に参加する権利
- 株式会社の清算後，残余財産の分配を受ける権利

株式の額面価格は，法令に別段の定めがない限り，国の通貨により表記され，株式会社が発行する全ての株式で同一でなければならない。

2 株式会社は，記名株式及び無記名株式を発行できる。株式会社は，株式を有券で発行することも，無券で発行することもできる。

第22条 株式の種類

1 株式会社は，普通株式と優先株式を発行する。割当済優先株式の額面価格の合計は，定款資本金の25パーセントを超えてはならない。

2 株式会社の定款又は株主総会の決定により，本法に従い，数タイプの優先株式を発行できる。

第23条 普通株式

1 普通株式は，各株主に同一の権利を与える。

2 普通株式の株主は，本法及び会社定款に従い，株主総会で議決される全ての問題の決定において，議決権を持って株主総会に参加する権利を持つ。普通株式は，また，配当を受ける権利，及び，本法及び他の法律が定める手続に従い，会社清算時に残余財産の分配を受ける権利を株主に与える。

3 普通株式は，優先株式及び社債に転換することができない。

第24条 優先株式

1 優先株式の株主は，普通株主に優先し，あらかじめ発行目論見書に規定される一定の保証額で配当を受け，また，本法その他法律が定める手続により，清算後，残余財産の分配を優先的に受ける権利を持つ。

優先株式を社債に転換することは，認められない。優先株式の普通株式への転換，及び，他のタイプの優先株式への転換は，定款に規定がある場合，及び，株式会社が本法に従い組織変更する場合のみ，許容される。

2 株式会社の同タイプの優先株式は，それを所有する株主に同一の権利を与え，また，同一の額面価格を持つ。

株式会社の定款により、これら株式について、その他の追加的優遇措置を規定することができる。

- 3 優先株式の未払配当は累積され、発行目論見書に指定される支払期日が到来した際には、支払われなければならない。議決権を持たない優先株式の配当が支払期日を過ぎて3か月間支払われない場合、当該優先株主には、この期間が徒過した後、未払配当が支払われるまで、株主総会の全ての権限事項に関する議決権が与えられる。この場合、株主総会が議決するための定足数を確定する際に、これらの優先株式を勘定に入れる。
- 4 配当が支払われていない優先株式が譲渡される際は、配当権とともに新たな所有者に譲渡される。

優先株主は、株式会社の組織変更及び清算が議決される際には、議決権を持って株主総会に参加する。

あるタイプの優先株式を所有する株主は、以下の場合、株主総会が、そのタイプの優先株主の権利を制限する内容の定款の変更及び追加を決定する際に、株主総会での議決権を得る。

- (a) 配当額の決定又は増額
- (b) 第一順位の優先株式に対する清算価格の決定又は増額
- (c) 他のタイプの優先株主に対する、配当及び（又は）清算価格の支払順位の優先

- 5 本条第4項の定款の変更及び追加の決定は、権利が制限される優先株主を除く、議決権株式を持つ総会参加株主の4分の3以上が賛成し、権利が制限される各タイプの優先株主全員の議決権数の4分の3以上が賛成している場合に、採択されたものとする。ただし、会社定款がこの問題の議決についてこれより多い賛成票数を規定している場合は、この限りではない。
- 6 年次株主総会において累積配当の全額支払決定がとられず、又は、その一部のみが支払われる決定がとられた、あるタイプの優先累積株式の株主は、そのような決定がされた年次総会の次の株主総会から、株主総会の権限事項である全ての問題につき、議決権を持って株主総会に参加する権利を持つ。優先累積株主の株主総会参加権は、当該株式に対する全累積配当が支払われた時点で終了する。

- 7 定款により普通株式に転換できることが規定されているタイプの優先株式については、このような優先株式に議決権を認めることを、定款で定めることができる。この際、当該タイプの優先株式の株主が持つ議決権数は、当該株式から転換される普通株式が持つ議決権数を超えないものとする。

各タイプの優先株式についての優遇措置は、その発行時に発行目論見書にて規定され、また、会社定款により規定されなければならない。定款にこのような条項がない場合、全ての優先株式は、同一タイプのものとみなされる。

- 8 あるタイプの優先株主の権利を制限する定款の変更は、全て、株主総会において、当該タイプの株式総数の4分の3以上を所有する株主がそのような制限に賛成することを条件に、採決される。そうでない場合、株主総会の決定は、決定の時点から無効とされる。

第25条 割当済株式及び授権株式数

1 株式会社の定款には、株主により取得された株式（割当済株式）の数量、その額面価格、及び、これらの株式が与える権利が規定されていなければならない。株式会社が買い戻し、又は、買い取った自社株式、及び、本法第27条により所有権が株式会社に移行した株式は、その消却までは割当済株式であり、本法第27条第1項に従い、配当支払は行われない。

株式会社の定款により、株式会社が、割当済株式に追加して発行できる株式の数量（授権株式数）、その額面価格、種類（タイプ）、及び、これら株式が与える権利を規定することができる。定款にこのような項目がない場合、株式会社は、追加株式を発行できない。

定款によって、追加株式の発行手続、及び、条件を定めることができる。

2 本条に規定される授権株式数に関する定款項目の変更及び追加の決定は、株式の追加発行に応じて追加発行できる株式数を減少させる場合を除き、株主総会が決定する。

3 株式会社が、ある種類（タイプ）の株式に転換できる社債を発行する場合、この種類（タイプ）の株式の授権株式数は、これら社債を流通期間中に転換するために必要な数量を下回ってはならない。

株式会社は、発行した有価証券から転換され得る株式が与える権利を変更する決定をすることができる。

第26条 株式会社の社債

1 会社は、タジキスタン共和国の有価証券関連法令に従い、社債を発行できる。

2 社債の割当ては、会社定款に別段の定めがない限り、取締役会（監督役員会）の決定により実施される。

株式会社による転換社債の割当ては、会社定款に別段の定めがない限り、株主総会の決定により行われなければならない。

3 社債は、その所有者が、指定期日に社債の償還（額面価格の支払、又は、額面価格と利息の支払）を請求する権利を証明するものである。

社債発行の決定には、償還の形式、期限、その他の条件が定められていなければならない。

社債は、額面価格を持たなければならない。株式会社が発行した全ての社債の合計額面価格は、株式会社の定款資本金額、又は、社債発行のために第三者が会社に与えた保証・担保の額を超えてはならない。社債は、株式会社の定款資本金の払込みが完了した後に、発行することができる。

株式会社は、一時に償還を行う社債、又は、数回の定期的支払期日により償還する社債を発行できる。

社債の償還は、その発行決定に従い、金銭によって、又は、他の財産によって行うことができる。

株式会社は、株式会社の財産による担保がついた社債、又は、第三者が保証・担保を提供する社債、及び保証・担保のない社債を発行できる。

保証・担保のない社債は、株式会社が設立されて3年目以降に、それまでに2回の年次貸借対照表が然るべく承認されていることを条件として、発行できる。

社債は記名有価証券である。紛失された社債は、株式会社が合理的な料金で再発行する。

株式会社は、所有者の希望により、社債の期限前償還ができるようにすることができる。この際、社債発行決定には、償還価格と、期限前償還の請求が可能となる時期が定められていなければならない。

- 4 株式会社は、社債から転換されるある種・タイプの株式の数が当該種・タイプの株式の授権株式数を上回る場合には、転換社債を発行してはならない。

第27条 株式及び社債の払込み

- 1 株式会社の設立時に割り当てられる株式は、株式会社の国家登記から1年以内に、完全に払い込まれなければならない。ただし、株式会社設立契約にこれより短い期間が定められている場合は、この限りではない。

会社設立時に割り当てられた株式額の50パーセント以上は、株式会社の国家登記までに払い込まれなければならない。

株式会社の発起人に属する株式は、株式会社の定款に別段の定めがない限り、完全に払い込まれるまで、議決権を持たない。

本項第1段落に規定される期限内に株式の払込みが完了しなかった場合、これらの株式は、未払分の金額（株式に対して払い込まれなかった財産の価額）を割当価格とし、その所有権は株式会社に移行する。株式会社の設立契約により、株式の払込義務を履行しなかった場合の違約罰（罰金、遅延利息）を定めることができる。

所有権が株式会社に移行した株式は、議決権を持たず、議決の際に勘定されず、配当がつかない。この株式は、株式会社がこれを取得してから1年以内に、額面価格以上の価格で売却されなければならない。売却できなかった場合、株式会社は、定款資本金を減額する決定をとらなければならない。株式会社が90日以内に減資の決定をしなかった場合、法人の国家登記を行う機関、又は、本法に基づき権限を持つ他の国家機関は、株式会社の清算を裁判所に申し立てることができる。

追加発行される株式及び社債は、その価格が完全に払い込まれることを条件として、応募により割り当てられる。

- 2 株式会社の設立時に発起人が引き受ける株式の払込み、及び、応募により割り当てる追加株式の払込みは、金銭、有価証券、その他の財産権若しくは非財産権、又は、その他の金銭価値を持つ権利により行うことができる。株式会社設立時の株式の払込方法は、発起人が決め、追加株式の支払方法は、その発行決定において定める。その他の社債の払込みは、金銭によって

のみ行われる。

株式会社の定款には、株式の払込みに使用できる財産の種類の制限を含めることができる。

- 3 株式会社の設立時に現物出資される財産の金銭価値の評価は、発起人間の合意に基づいて行う。

追加株式の払込みが金銭以外で行われる場合、払い込まれる財産の金銭価値の評価は、取締役会（監督役員会）が行う。株式の払込みが金銭以外で行われる際、財産の市場価格を求めるために、独立鑑定人又は監査人を使わなければならない。株式会社の発起人及び取締役会（監督役員会）が定める金銭評価額は、独立鑑定人又は監査人の評価額を上回ってはならない。株主の株式払込義務を免除すること、また、財産権訴訟を考慮することでこの義務を免除することは、認められない。

第28条 株式会社の準備金

- 1 株式会社には、定款に規定される額及び手続により、準備金、その他基金が形成される。
- 2 株式会社の準備金は、定款が定める額に達するまで、毎年、必ず積立てを行うことで形成される。準備金の最高額、及び、毎年の投資額は、株主総会が定める。

株式会社の準備金は、株式会社の損失の補填、及び、他の資金がない場合の社債の償還と自社株式の買取りのみを目的とする。

- 3 株式会社の定款により、会社の純益によって従業員株主化特別基金を形成することを定めることができる。この基金は、自社株主が売却する株式を取得し、それを会社の従業員に割り当てる目的のみに使用される。

従業員株主化特別基金により買い取った自社株式を従業員に有償販売する際、その売得金は、同基金の形成に当てられる。

第29条 株式会社の純資産

- 1 株式会社の純資産額は、タジキスタン共和国法令が定める手続により、会計帳簿の情報に基づき評価される。
- 2 第2期以降の各会計年度末に、承認のため株主に提出される年次貸借対照表により、又は、会計監査の結果により、株式会社の純資産額が定款資本金額より少ないことが分かった場合、株式会社は、定款資本金を、その額が純資産額を超過しない程度まで減額することを宣言しなければならない。
- 3 第2期以降の各会計年度末に、承認のため株主に提出される年次貸借対照表により、又は、会計監査の結果により、会社の純資産額が、本法第17条が規定する最低定款資本金額を下回ることが分かった場合、株式会社は、年次株主総会で会社の清算を決定しなければならない。
- 4 本条第2項及び第3項に規定される場合において、株式会社が90日以内に減資決定又は会社清算決定をとらなかった場合、債権者は、株式会社に、債務関係の期限前終了又は債務の期

限前履行と、損害の賠償を請求できる。この場合、法人の国家登記を行う機関、又は、本法に従い権限を持つ他の国家機関は、裁判所に株式会社の清算を請求できる。

第5章 株式及び社債の割当て

第30条 株式の割当価格

1 株式会社の設立時における、発起人による株式の払込みは、株式の額面価格を下回らない価格で行われる。

応募により割り当てる追加株式の払込みは、株主総会が本法第79条に従い定める価格により行われる。この価格は、株式の額面価格を下回らないものとする。

2 取締役会（監督役員会）の決定により、優先取得権行使する自社株主に対する追加株式の割当価格を、他者への割当価格より低く設定することができるが、ただし、その差は10パーセントまでとする。

追加株式の応募割当てに参加する仲介者への報酬額は、株式の割当価格の10パーセントを超えてはならない。

第31条 社債の株式への転換手続

1 株式会社の社債を株式に転換する手続は、以下により定められる。

- 株式会社の定款により 優先株式の転換について
- 本法第26条に従い、社債発行決定により 社債の転換について

割当済みの転換可能株式・転換社債を転換するために必要な授権株式数の枠内においては、株式の割当ては、これらの転換によってのみ行う。

2 株式会社が組織変更する際の株式及び社債の転換条件と手續は、本法に従い、組織変更の決定及び契約により定められる。

第32条 社債の割当価格

1 募集で割り当てる社債の価格の支払²は、株主総会が行い、本法第79条に従い定められるが、額面価格を下回らないものとする。この際、募集割当てをする転換社債の払込みは、当該社債が転換される株式の額面価格を下回らない価格で行う。

2 優先取得権行使する自社株主に対する転換社債の割当価格は、他の者に対する割当価格より低く設定できるが、その差は10パーセントまでとする。

応募による社債割当てに参加する仲介者への報酬額は、当該有価証券の割当価格の10パーセントを超えてはならない。

第33条 株式及び社債の割当方法

² 原文ママ。「価格の決定」と思われる。

- 1 株式会社は、追加株式及び社債の割当てを、募集及び転換により行うことができる。株式会社が自己の財産によって増資を行う場合は、追加株式を株主間に分配して割り当てなければならぬ。
- 2 それまでに割り当てられた普通株式数の25パーセントを超える普通株式の割当では、株主総会の、議決権株式を持つ総会参加株主の4分の3以上の多数決による決定に基づいてのみ、行うことができる。ただし、会社定款がこれ以上の賛成票を定めている場合は、その限りではない。

それまでに割り当てられた普通株式数の25パーセント以上の普通株式に転換できる社債の割当では、議決権株式を持つ総会参加株主の4分の3以上の多数決による株主総会の決定に基づいてのみ行うことができる。ただし、会社定款がこれ以上の賛成票を規定している場合は、その限りではない。

第34条 株式及び転換社債の割当てにおける株主の権利の保護

- 1 株式会社の株主は、会社が発行する追加株式及び転換社債を、該当する種（タイプ）の所有株式数に比例して、優先取得する権利を持つ。
- 2 追加発行株式及び転換社債の優先取得権者の一覧は、追加株式及び転換社債の割当の根拠となる決定がされた日現在の、株主名簿のデータに基づいて作成される。優先取得権者の一覧を作成するため、株式の名義上の保有者は、実質所有者に関する情報を提供する。

第35条 株式及び転換社債の優先取得権の行使手続

- 1 追加株式及び転換社債の優先取得権者一覧に記載される者に対しては、本条第34条が規定する優先権を行使できる旨を、本法が株主総会開催の通知について定めている手続と同様の手続で、通知しなければならない。

この通知には、割り当てられる株式・転換社債の数量、割当価格又は割当価格の算定方法（優先取得権を行使する場合の、割当価格又はその算定方法を含む。）、各株主が取得できる数量の求め方、及び優先取得権の有効期間（通知の発送（手交）又は公告時点から45日以上確保しなければならない。）に関する情報が含まれなければならない。株式会社は、この期間が終了するまで、優先取得権者一覧に含まれない者に、株式及び転換社債を割り当ててはならない。

- 2 追加株式及び転換社債の優先取得権を持つ者は、株式及び転換社債の取得申込書と払込みの証明を株式会社に送ることで、この優先権の全て又は一部を行使できる。申込書には、株主の氏名（名称）、居住地並びに取得する株式及び社債の数が記載されなければならない。

追加株式及び転換社債の割当の基となった決定が金銭以外での払込方法を定めている場合、優先取得権を行使する者は、自己の判断で、金銭により払込みを行うことができる。

第6章 配当

第36条 配当の支払手続

- 1 株式会社は、最低年に一度（四半期に一度、半期に一度でもよい。）、配当支払の決定をとらなければならない。
発表された配当は、各種の株式に対して支払われる。
- 2 配当は、株式会社の純益より、国の通貨で支払われる。ある特定タイプの優先株式の配当は、そのための特別資本から支払うことができる。
- 3 年次（半期、四半期）配当の支払と、各種（タイプ）株式の配当額の決定は、株主総会がとする。配当額は、取締役会（監督役員会）の提案額を超えてはならない。
- 4 配当の支払期間は、会社定款、又は、株主総会の配当支払決定で定める。会社定款又は株主総会決定に年次配当の支払期間が定められていない場合、支払期間は、年次配当支払の決定日から90日を超えてはならない。

配当権者の一覧は、年次株主総会の参加権者の一覧が作成された日付で作成される。配当権者一覧を作成するため、株式の名義上の保有者は、実質所有者に関する情報を提供する。

第37条 配当支払の制限

- 1 会社は、以下の場合、配当支払決定（発表）をしてはならない。
 - 株式会社の定款資本の払込みが完了するまで
 - 本条第78条により買い取られるべき株式が全て買い取られるまで
 - 決定日現在、株式会社に、タジキスタン共和国倒産法令が定める倒産兆候がある場合、又は、配当金を支払うと倒産兆候が到来する場合
 - 決定日現在、株式会社の純資産額が、定款資本金と準備金より少ない場合、又は、この決定の結果、少なくなる場合
 - タジキスタン共和国法令が定める他の場合
- 2 株式会社は、配当額が定款で定められている全タイプの優先株式の配当を全額支払う決定を取らなかった場合は、配当額が定められていない普通株式及び優先株式の配当を支払う決定（発表）をしてはならない。

第38条 配当支払の決定順序

- 1 株式会社は、配当額が定款で定められている全タイプの優先株式の配当を全額支払う決定（優先累積株式の全累積配当を全額支払う決定を含め）を取らなかった場合は、配当額が定められていない普通株式及び優先株式の配当を支払う決定（発表）をしてはならない。
- 2 株式会社は、配当額が定款で定められているタイプの優先株式につき、そのタイプの株式より配当支払が優先される他の全タイプの優先株式の配当を全額支払う決定（累積優先株式の全累積配当を全額支払う決定を含め）を取らなかった場合は、当該タイプの優先株式の配当を支払う決定（発表）をしてはならない。

第39条 配当支払の取消し及び再開

- 1 株式会社は、以下の場合、発表した配当を支払ってはならない。
 - 配当支払日現在で、株式会社に、タジキスタン共和国の倒産関連法令による倒産兆候がある場合、又は、配当を支払うと倒産兆候が到来する場合
 - 配当支払日現在で、株式会社の純資産額が、定款資本金額、準備金額、及び、割当済優先株式につき定款が定める清算価格の額面価格に対する超過額の合計を下回る場合、又は、配当を支払うと下回ることになる場合
 - タジキスタン共和国の法律が定める他の場合
- 2 本項³に記載される状況が終了した場合、株式会社は、30日以内に、発表した配当を株主に支払わなければならない。

第40条 社債に対する支払手続

- 1 株式会社は、社債の発行及び取得の条件に従い、利息を支払わなければならない。
- 2 利息を得る権利を持つのは、利息支払日の10日前までに社債を取得している者である。

第7章 株主名簿

第41条 株主名簿

- 1 株式会社の株主名簿は、名簿管理人が付ける。
- 2 株主名簿には、各登録者に関する情報、登録者ごとの所有株式数及び種類（タイプ）、並びにタジキスタン共和国法令が定めるその他の情報が記載される。
- 3 閉鎖株式会社は、自社で株主名簿の記録及び保管を行うことも、それを名簿管理人に任せることもできる。
- 4 株主名簿に記載される者は、自己に関する情報に変更があった場合は、5日以内に株式会社の名簿管理人に連絡しなければならない。自己に関する情報の変更を連絡しなかった場合、株式会社及び名簿管理人は、それによって発生した損害について責任を負わない。

第42条 株主名簿への記載

- 1 株式の所有権の移動、株式所有者から名義上の保有者への権利の移動（及びその逆）、株式への担保権の設定、担保権の終了、社債の株式への転換、その他の変更に関する株主名簿の記載は、株主又は名義上の株式保有者の請求により、全権機関の規範的法的文書が定める書類の提出から3日以内に行われる。
- 2 株主名簿への記載の拒否は、タジキスタン共和国法令が別途規定する場合を除き、認められない。株主名簿への記載を拒否する場合、名簿管理人は、記載の請求があった日より5日以内

³ 原文ママ。「本条第1項」と思われる。

に，請求者に拒否理由を付した記載拒否通知を送る。

株主名簿への記載の拒否又は回避については，裁判所に不服を申し立てができる。名簿管理人は，裁判所の決定に基づき，株主名簿に相応の記載をしなければならない。

3 株式会社の名簿管理人は，株主又は名義上の株式保有者からの請求により，これらの者の株式に対する権利を，株主名簿の抄本を発行することで証明しなければならない。この抄本は，有価証券ではない。

第8章 株式会社の経営

第43条 株式会社の経営関

株式会社の経営機関は，以下である。

- 最高機関 - 株主総会
- 経営機関 - 取締役会（監督役員会）
- 執行機関 - 取締役，代表取締役，理事会，管理部
- 監督機関 - 監査役会（監査役）
- 定款及びタジキスタン共和国法律に従った他の機関

第44条 株主総会

1 株主総会は，株式会社の最高経営機関である。

2 株式会社は，毎年，年次株主総会を開催しなければならない。

株主総会は，会社定款が定める時期に開催されるが，会計年度終了後，2か月後以降，6か月以内に開催しなければならない。年次株主総会以外に行われる株主総会は 臨時総会である。

3 全ての議決権株式が1名の株主に属する株式会社については，株主総会の権限事項とされる問題の決定は，この株主が単独で行い，それにつき決定書を作成する。この場合，株主総会の準備手続，準備期間，招集，及び開催に関する本章の規定は，年次株主総会の開催時期に関する規定を除き，適用されない。

第45条 株主総会の権限

1 株主総会の権限事項は，以下である。

- 会社定款の変更及び追加
- 会社の任意による組織変更
- 会社の清算，清算委員会の任命，中間・最終清算貸借対照表の承認
- 取締役会（監督役員会）の定員数の決定，成員の選出，及び成員の期限前の権限終了
- 発行予定株式及び社債の数量，額面価格，種類（タイプ），株式及び社債が所有者に与える権利の決定
- 株式の額面価格の増額，又は，追加株式発行による増資

- 株式の額面価格の減額、流通量を削減するための自社株式買戻し、又は、買戻株式・買取株式の消却による減資
- 会社の経営機関の組織、これに関する規則の承認、これらの期限前の権限終了
- 外部監査人とその報酬額の承認。監査役会の選出
- 年次報告書、損益計算書を含む年次会計報告の承認。会計年度の結果による配当支払(発表)を含む会社の利益及び損失の分配
- 株主総会の活動規則の承認
- 集計委員会成員の選出、及びその期限前権限終了
- 本法第81条及び第85条が規定する場合の取引承認決定
- 本法が規定する場合における自社株式買戻し
- 株式会社の資産総額の25パーセント以上に相当する資産の一部又は複数部分の譲渡による、他法人の設立、又は、活動への出資の決定
- 株式会社の内規文書の承認、及び、定款が株主総会の権限事項としているその他の内規文書の承認
- 配当の支払
- 本法が株主総会の権限事項とするその他の問題

2 株主総会の権限事項とされている問題を、株式会社の執行機関の決定に委ねてはならない。株主総会は、本法が株主総会の権限事項としていない問題について、審理し、決定をとることができるない。

第46条 臨時株主総会

- 1 臨時株主総会は、取締役会（監督役員会）の発意、並びに、監査役会（監査役）、外部監査人、及び請求日現在で株式会社の議決権株式を10パーセント以上所有する株主（単数・複数）の請求に基づき、取締役会（監督役員会）の決定により開催される。
- 2 監査役会（監査役）、外部監査人、及び株式会社の議決権株式を10パーセント以上所有する株主（単数・複数）の請求により招集される臨時株主総会は、招集の請求があった日から30日以内に開催されなければならない。
- 3 本法第68条から第70条までに従い、取締役会（監督役員会）が臨時株主総会の実施を決定しなければならない場合、このような総会は、会社定款がこれより短い期間を定めていない限り、取締役会（監督役員会）が総会開催決定をとってから30日以内に実施されなければならない。
- 4 臨時株主総会の開催請求には、本法第49条の要件に従い、議題とする問題が記載されていなければならない。
- 5 臨時株主総会の招集請求が株主（単数・複数）から出ている場合は、請求書には、請求株主の氏名（名称）、所有株式の数量、及び種（タイプ）が記載されていなければならない。

臨時株主総会の招集請求書には、請求者が署名をする。

6 監査役会（監査役）、又は、株式会社の議決権株式を10パーセント以上所有する株主（単数・複数）から臨時株主総会の招集請求があつてから5日以内に、取締役会（監督役員会）は、臨時総会の招集決定、又は、招集を拒否する決定をとらなければならない。

監査役会（監査役）、又は、株式会社の議決権株式を10パーセント以上所有する株主（単数・複数）から請求された臨時株主総会の招集を拒否する決定は、以下の場合、とることができる。

- (a) 本条が定める臨時株主総会の招集請求手続が遵守されていない。
- (b) 臨時株主総会の招集を請求する株主（単数・複数）が、本条第1項が規定する数量の議決株式を所有していない。
- (c) 臨時株主総会の議題として提案されている問題が、いずれも株主総会の権限事項ではなく、及び（又は）、本法及び他の法令の要件に合致していない。

7 取締役会（監督役員会）による臨時株主総会の招集決定、又は、理由を付した招集拒否決定は、当該決定がとられた日より3日以内に請求者に送られる。

8 取締役会（監督役員会）の臨時株主総会招集を拒否する決定に対しては、裁判所に不服申立てができる。

第47条 裁判所判決による株主総会の招集

1 取締役会（監督役員会）又は執行機関（会社に取締役会（監督役員会）がない場合）が、年次株主総会、臨時株主総会、又は株主総会の再総会の招集を、招集請求の受領から30日以内に拒否した場合、又は、怠った場合、招集は裁判所判決に基づいて行われる。

2 裁判所は、総会の時間、場所、及び議題を指定し、株主に送られる通知の内容を決め、株主総会の目的を達成するために必要なその他の条件を決定することができる。

第48条 株主総会開催の通知

1 株主総会の開催通知は開催日の20日前までに、株式会社の組織変更を議題に含む株主総会の開催については30日前までに、行われなければならない。

本法第49条第2項が規定する場合、株主総会開催の通知は、開催日の40日前までに行わなければならない。

株主総会開催の通知は、指定の期間内に、株主総会の参加権者一覧に含まれる各人に、会社定款に通知状の他の発送方法が規定されていなければ、書留郵便で送付され、又は、受領署名と引換えに各人に手渡され、また、定款にその旨の規定がある場合は、定款が定める、全株主が入手できる刊行物に公告されなければならない。

株式会社は、マスコミ媒体を使用して、株主に対する株主総会開催の通知を補充的に行うことができる。

2 株主総会開催の通知には、以下が含まれていなければならない。

- 株式会社の正式社名と所在地
- 株主総会の開催方法（集会するか，通信投票式で議決するか）
- 株主総会を開催する日付，場所，及び時間。本法第59条第3項により記入済投票用紙を株式会社に郵送できる場合は，その郵便宛先。通信投票式で株主総会を行う場合は，投票用紙の提出締切日と投票用紙を送付する郵便宛先
- 株主総会の参加権者一覧の作成日
- 議題
- 株主総会の準備において提供される情報（資料）の閲覧方法及び閲覧場所の所在地

3 株主総会の準備において株主総会の参加権者に提供される情報（資料）とは，外部監査人報告及び監査役会（監査役）の期末会計監査報告を含む，年次会計報告書類，執行機関，取締役会（監督役員会），監査役会（監査役），及び集計委員会の候補者の情報，定款の改訂，追加文書又は新定款の文案，会社の内規文書の文案，株主総会決定の文案，その他，定款が定める情報（資料）である。

株主総会の準備において 株主総会の参加権者に必ず提供されなければならない追加情報（資料）の一覧が，全権機関により定められることがあり得る。

本条が規定する情報（資料）は，株主総会開催日前の30日間，株式会社の組織変更が議題となっている株主総会の場合は40日間，株式会社の執行機関の所在地，及び，株主総会の開催通知に指定されるその他の場所で，株主総会の参加権者が閲覧できる。

株式会社は，株主総会の参加権者の請求により，これらの書類の写しを提供しなければならない。株式会社が写しの提供代として徴収する料金は，作成に要した実費を超えてはならない。

4 株主名簿に記載されている者が株式の名義上の保有者である場合は，株主総会の参加権者一覧にその他の郵便宛先が指定されていなければ，株主総会開催の通知は，名義上の保有者宛に送られる。株主総会開催の通知が株式の名義上の保有者に送られてきた場合は，名義上の保有者は，全権機関の規範的法的文書又は顧客との契約において指定される期日内に，自己の顧客に連絡しなければならない。

第49条 株主総会の議題の提案

- 1 合計で株式会社の議決権株式の2パーセント以上を所有する株主（単数・複数）は，株主総会の議題を提案し，取締役会（監督役員会），合議制執行機関，監査役会（監査役），集計委員会，及び単独執行機関の候補者を出すことができる。推薦する候補者の数は，各機関の定員数を超えないものとする。これらの提案は，定款にこれ以上の期間が定められていない限り，会計年度の終了から30日以内に，株式会社に提出されなければならない。
- 2 臨時株主総会に提案する議題に累積投票で選出される取締役会（監督役員会）成員の選出が含まれる場合，合計で株式会社の議決権株式の2パーセント以上を所有する株主（単数・複数）は，取締役会（監督役員会）成員の候補者を推薦できる。推薦する候補者の数は，取締役会（監

督役員会)の定員数を超えてはならない。このような提案は、臨時株主総会日の30日前までに、株式会社に提出されなければならない。ただし、定款により遅い期限が指定されている場合は、この限りではない。

- 3 株主総会の議題の提案及び候補者の推薦は、書面にて行い、提案者である株主の氏名(名称)、所有株式数と種類(タイプ)を明記し、株主(単数・複数)の署名がなければならぬ。
- 4 株主総会の議題の提案は、議題として提案する各問題の表題を含まなければならず、また、候補者推薦の提案は、各候補者の氏名、どの機関への候補者であるかの記載、定款又は株式会社の内規文書が定める、候補者に関するその他の情報を含まなければならぬ。株主総会の議題の提案には、各議題についての決議文案を含めることができる。
- 5 株式会社の取締役会(監督役員会)は、提案された議題の表題、及び、その決議文案を変更してはならない。
取締役会(監督役員会)は、株主総会の議題として提案された問題以外に、又は、議題の提案がない場合、候補者の推薦がない場合、若しくは株主が推薦する候補者の数が機関を形成するのに不足する場合に、自己の裁量で議題を含め、又は、候補者を加えることができる。

第50条 株主総会の議題案の拒否

- 1 株式会社の取締役会(監督役員会)、又は、取締役会(監督役員会)がない場合は、会社定款により議題を検討する権限を持たれている者又は会社の機関は、提出された議題案を検討し、それを議題に含める決定又は含めることを拒否する決定を、本法第49条第1項及び第2項が規定する期間の終了後5日以内にとらなければならぬ。株主(単数・複数)からの提案議題及び会社機関の推薦候補者は、以下の場合を除き、採用しなければならない。
 - 株主(単数・複数)が、本法第49条第1項及び第2項の期限を遵守しなかった場合
 - 株主(単数・複数)が、本法第49条第1項及び第2項が規定する株式数を所有していない場合
 - 提案が、本法第49条第3項及び第4項の要件を満たしていない場合
 - 株主総会の議題として提案されている問題が、株主総会の権限事項ではない場合、及び(又は)、本法及び他法令が規定する要件に合致していない場合
- 2 取締役会(監督役員会)の、理由を付した議題案又は候補者の拒否決定は、決定から3日以内に、提案者又は推薦者である株主(単数・複数)に送られる。
議題案又は候補者の拒否についての取締役会(監督役員会)の決定、及び、決定の回避については、裁判所に不服申立てができる。

第51条 株主総会の開催準備

- 1 株主総会の開催準備において、取締役会(監督役員会)は、以下を決定する。
 - 株主総会の実施形態(集会するか、通信投票式で議決するか)

- 株主総会を開催する日付、場所、及び時間。記入済投票用紙を株式会社に郵送できる場合は、郵便宛先。通信投票式で株主総会を行う場合は、投票用紙の提出締切日と送付のための郵便宛先
- 株主総会の参加権者一覧の作成日
- 議題
- 株主への総会開催の通知手続
- 株主総会の準備において株主に提供される情報（資料）の一覧と、その提供方法
- 投票用紙を使って議決する場合、投票用紙の形式と文案

2 年次株主総会の議題には、取締役会（監督役員会）及び監査役会（監査役）の選出と、本法第45条第1項第10段落が規定する問題を、必ず含めなければならない。

第52条 株主総会の議決方法

- 1 株主総会で議決される問題については、以下の者が、議決権を持つ。
 - 株式会社の普通株主
 - 本法が定める場合につき、株式会社の優先株主

株式会社の議決権株式とは、所有者に議決にかけられる問題について議決権を与える、普通株式又は優先株式である。
- 2 株主総会で議決にかけられる問題は、本法が別途の議決方法を規定していない限り、議決権株式を持つ総会参加株主の多数決により採決される。

普通株主及び優先株主が議決権を持つ問題についての開票は、本法又は会社定款に別段の定めがない限り、全議決権株式をまとめて行う。
- 3 本法第45条第1項第1段落、第2段落、第3段落、第6段落、第7段落、及び第16段落に記載される問題の議決は、株主総会において、議決権株式を持つ総会参加株主の4分の3以上の多数決によりとられる。
- 4 株主総会での議事進行に関する議決の手続は、会社の定款、又は、株主総会の決定により承認された内規文書により規定される。
- 5 株主総会は、議題に含まれない問題を議決してはならない。
- 6 株主総会が採択した決定と投票結果は、本法及び会社定款が定める手続及び期間により株主に通知される。この期間は、決議がとられた日より45日を超えないものとする。
- 7 株主は、株主総会が本法、その他法令、及び会社定款の要件に違反してとった決定につき、本人が株主総会に参加しておらず、又はこの決定に反対票を入れた場合で、これにより権利と法益が侵害されるときは、裁判所に不服を申し立てることができる。この申立ては、株主がこの決定について知り得た日より6か月以内に、裁判所に出さなければならない。

第53条 通信投票式による株主総会

- 1 株主総会の決定は、集会を行うことなく（株主が議題の審議及び議決のために一堂に会することなく）、通信投票式でとることができる。
- 2 取締役会（監督役員会）の選出、監査役会（監査役）の選出、外部監査人の承認、及び、本条第45条第1項第12段落の問題を議題に含む株主総会は、通信投票式で行うことはできない。

第54条 株主総会の参加権

- 1 株主総会の参加権者一覧は、株主名簿の情報に基づいて作成される。
株主総会の参加権者一覧の作成日は、株主総会の開催を決定した日より前であってはならず、また、決定日の50日後より後であってはならない。
- 2 株主総会の参加権者一覧を作成するために、株式の名義上の保有者は、一覧作成日現在の実質株主の情報を提供する。
- 3 株主総会の参加権者一覧には、各参加権者の氏名（名称）、参加権者を確定するために必要な情報、所有する議決権株式の数量及び種類（タイプ）、並びに株主総会の開催通知、投票用紙、及び議決結果報告を送付するための郵便宛先が記載される。
- 4 株主総会の参加権者一覧は、一覧に記載されている者で議決権の1パーセント以上を所有する者の請求に従い、株式会社が閲覧に供する。この際、一覧に含まれる自然人の、身分証明書記載情報及び郵便宛先は、当該者の同意に基づいてのみ提供される。
- 5 任意の利害関係者の請求により、株式会社は、請求があつてから3日以内に、株主総会の参加権者一覧から当該請求者に関する部分の抄本を提供し、又は、当該請求者が一覧に記載されていない旨の調書を提供しなければならない。
株式会社は、株主の請求により、当該株主が株主総会の参加権者一覧に含まれている旨の情報を提供しなければならない。
- 6 株主総会の参加権者一覧の変更は、作成日における一覧に含まれていなかった者の侵害されていた権利が回復した場合、又は、一覧作成時の誤りを訂正する場合にも行うことができる。

第55条 集計委員会

- 1 議決権株式の株主が100名を超える株式会社は、集計委員会を組織する。集計委員会の人数、成員、及び活動期間は、株主総会が承認する。
- 2 集計委員会の成員数は、3名以上でなければならない。取締役会（監督役員会）、監査役会（監査役）及び合議制執行機関の成員、単独執行機関、管理会社又は管理業者、並びに、これら役職者の候補者は、集計委員会の成員になることはできない。
- 3 集計委員会の任期が切れた場合、又は、成員数が3名を切った場合、及び、出勤した成員が

3名を切っている場合、集計委員会の機能を遂行するために、名簿管理人を参加させることができる。

- 4 集計委員会は、株主総会参加者の権限を確認し、総会参加者を登録し、総会の定足数を確認し、株主（その代理人）の議決権行使に関連して起こる問題について説明し、議決手続を説明し、票数を数え、議決の結果をまとめ、所定の議決手続と株主の議決参加権を保障し、議決結果に関する議事録を作成し、投票用紙を文書保管所に引き渡す。
- 5 集計委員会は、投票用紙に記載される株主情報の秘密保持について、責任を負う。

第56条 株主総会の参加手続

- 1 株主総会への参加権は、株主本人が行使することも、代理人を通じて行使することもできる。
株主総会における株主の代理人は、法律又は委任状が規定する権限に基づいて行動する。
委任状には、代理依頼者及び代理人についての情報（氏名又は名称、住所又は所在地、パスポート記載情報）が記載されていなければならない。委任状は、民法第210条に従い、公証手続を受けなければならない。
- 2 株主総会の参加権者一覧の作成日後、株主総会の開催日までに、株式が譲渡された場合、一覧に記載されている者は、株式の取得者に委任状を出し、又は、株主総会で株式取得者の指示に従って、投票しなければならない。この規則は、その後の株式の譲渡についても、順次、適用される。
株主総会の参加権者一覧の作成日後、株主総会の開催日までに、株式の所有権が移動した場合、株式の取得者（新しい株主）は、株主総会の参加権者一覧への記載を請求することができる。
- 3 株式会社の株式が複数人により共同所有されている場合、株主総会における議決権は、これら共同所有者の裁量により、そのうちの1名が行使し、又は、共同の代理人を通じて行使される。各共同所有者の権限は、然るべき形式で取り決められ、手続されなければならない。
- 4 株式の信託管理契約が締結されている場合、信託管理人が株主の代理人として株主総会に参加し、議決に参加する。
- 5 担保権が設定されている株式による議決権の行使は、本法に別段の定めがない限り、担保権設定契約の条件に従って行われる。

第57条 株主総会の定足数

- 1 株主総会は、合計で株式会社の割当済議決権株式の半数を超える株式を所有する株主が参加している場合、有効である（定足数を満たしている。）。
株主一覧に含まれる株主又はその代理人は、参加受付を済ませていれば、総会の参加者と認められる。通信投票式で実施される株主総会においては、その投票用紙が提出締切日までに受領されている株主が、総会に参加した者とされる。

- 2 株主総会の議題にそれぞれ異なる議決権者構成により議決される複数の問題が含まれる場合，それぞれの問題を議決するための定足数の確定は，議題ごとに個別に行う。この際，ある議題について議決権者数が定足数に達していないことは，別の議決権者構成を持ち定足数を満たしている他の議題の議決を妨げるものではない。
- 3 年次株主総会の定足数が満たされなかった場合は，同じ議題で再総会を実施しなければならない。臨時株主総会の定足数が満たされなかった場合，同じ議題で再総会を開催することができる。

株主総会の再総会は，合計で割当済議決権株式の30パーセント以上を所有する株主が参加している場合，有効である（定足数を満たしている。）。株主数が5000名を超える株式会社は，定款で，これより少ない再総会の定足数を定めることができる。

株主総会の再総会の開催通知は，本法第48条の要件に従って行う。この際，本法第48条第1項第3段落の規定は，適用しない。再総会の投票用紙の手交，発送，及び公表は，本法第59条の要件に従って行う。
- 4 成立しなかった株主総会の後，5日以内に再総会を開催する場合，この総会の参加権者は，成立しなかった株主総会の参加権者一覧に従って確定される。

第58条 株主総会における議決

株主総会での議決は，「1議決権1票」原則で実施される。ただし，本法が規定する場合において累積投票を実施する際は，この限りではない。

第59条 投票用紙

- 1 株主総会における議決は，公開投票で行われる。通信投票式で実施される株主総会における議決は，投票用紙によってのみ行われる。
- 2 投票用紙は，本項第2段落に規定される場合を除き，株主総会の参加権者一覧に含まれ，参加受付を済ませた各人（その代理人）に対し，受領署名をとって手渡される。

通信投票式で株主総会を実施する場合，また，議決権株式を持つ株主数が500名以上である株式会社が株主総会を実施する場合，又は，定款で投票用紙を必ず総会開催日前に発送（手交）することを規定している株式会社の場合，投票用紙は，総会開催日の10日前までに，株主総会の参加権者一覧に含まれる各人に発送し，又は，受領署名をとって手交しなければならない。

投票用紙の発送は，会社定款に別の発送方法が指定されていない限り，書留郵便で行う。

株主数が5000名を超える株式会社は，当該の期限までに，投票用紙を，定款が定める全株主が入手できる刊行物で公表する旨を，定款で規定することができる。

- 3 株主総会を実施する際，通信投票式で実施する場合を除き，本条第2項に従い投票用紙を発送（手交）又は公表する株式会社については，株主総会の参加権者一覧に含まれる者（その代

理人)は、株主総会に直接参加することも、記入した投票用紙を株式会社に送付することもできる。この場合、株主総会の定足数の確定及び開票においては、株主総会開催日前の2日間に株式会社が受領した投票用紙による票数を勘定に入れる。

4 投票用紙には、以下が含まれなければならない。

- 株式会社の正式社名と所在地
- 株主総会の開催形式(集会するか、通信投票式か)
- 株主総会の開催日、場所、時間。本条第3項により記入済投票用紙を株式会社に郵送できる場合は、郵便宛先。通信投票式で株主総会を行う場合は、投票用紙の提出締切日と投票用紙を送付するための郵便宛先
- 当該の投票用紙により表決する議題の決議の内容(各候補者名)
- 各議題について、「賛成」「反対」又は「棄権」で表される投票選択肢

累積投票を行う場合、投票用紙には、累積投票を行う旨の説明、及び、累積投票とは何かの説明を含まなければならない。

第60条 投票用紙による議決の開票

- 1 投票用紙を使用した議決の場合、投票者が表決選択肢のうちの1つのみを選択している議題についての票を勘定する。この規則に違反している投票用紙は無効とされ、それに記載される議題についての票は、勘定されない。
- 2 投票用紙に議決に付される問題が複数記載されている場合は、上記の要件が1つ又は幾つかの議題について遵守されなかったことによって、投票用紙全体が無効となるものではない。

第61条 議決結果に関する議事録及び報告

- 1 集計委員会は、議決の結果について議事録を作成し、これに委員会成員が署名をする。議決結果に関する議事録は、株主総会の閉会後3日以内に、通信投票式で実施した総会の場合は、投票用紙の受付締切日から3日以内に、作成される。
- 2 議決結果に関する議事録が作成され、名簿管理人がこれに署名した後、投票用紙は、集計員会により封印され、株式会社の文書保管部に保管のために引き渡される。
- 3 議決結果に関する議事録は、株主総会の議事録に添付される。
- 4 株主総会が採択した決定、及び、議決結果は、その投票を行った株主総会において発表され、又は、議決結果に関する議事録が作成されてから10日以内に、株主総会の参加権者一覧に含まれる者に、株主総会開催の通知手続と同様の手続により、通知される。

第62条 株主総会の議事録

- 1 株主総会の議事録は、株主総会の閉会から10日以内に作成される。
- 2 株主総会の議事録には、以下が記載される。

- 株式会社の正式社名及び所在地
- 株主総会の開催場所及び時間
- 議題
- 株主総会の定足数
- 議決方法
- 議決された各議題についての株主の議決権総数
- 議長（議長団）及び書記
- 参加者の発言
- 議決にかけられた問題と、その結果
- 株主総会が採択した決定

3 議事録には、株主総会の議長及び書記が署名する。

4 全ての株主総会の議事録は、議事録集として綴じられ、株式会社の執行機関が保存し、隨時、任意の株主の閲覧に供されなければならない。株主の請求により、議事録集の証明を受けた抄本が発行される。

第63条 取締役会（監督役員会）

1 株式会社には、取締役会（監督役員会）を設置することができる。取締役会（監督役員会）は、本法が株主総会の権限とする問題の決定を除き、株式会社の業務に関する全般的な実施を行う。

2 株主数が50名を超える⁴株式会社には、取締役会（監督役員会）を設置する。

3 株主数が50名未満⁵の株式会社は、株主総会が取締役会（監督役員会）の義務を遂行する旨を、定款により規定できる。この場合、会社の定款には、株主総会開催の検討及び議題の承認について権限を持つ者又は会社の機関が指定されなければならない。

4 株主総会の決定により、取締役会（監督役員会）の成員に対し、その任期中、報酬及び（又は）任務の遂行に関連した費用手当を支払うことができる。報酬額及び手当額は、株主総会の決定により定める。

第64条 取締役会（監督役員会）の選出

1 株式会社の取締役会（監督役員会）の成員は、本法及び会社定款が規定する手続により、株主総会が選出する。本法第44条第2項に規定される期間に株主総会が開催されない場合、取締役会（監督役員会）の権限は、株主総会の準備、招集、及び実施に関する権限以外、終了する。

⁴ 原文ママ。

⁵ 原文ママ。

2 取締役会（監督役員会）の成員となることができるのは、自然人のみである。取締役会（監督役員会）の成員は、株式会社の株主でない者でもよい。株式会社の合議制執行機関の成員は、取締役会（監督役員会）の4分の1超を占めてはならない。単独執行機関の役目を果たす者は、同時に取締役会（監督役員会）の議長となることはできない。株式の2パーセント以上を所有する株主は、取締役会（監督役員会）の成員として選出されることができる。

3 取締役会（監督役員会）の定員数は、本法の要件に従い、会社の定款、又は、株主総会の決定により定められる。

普通株式及びその他の議決権株式を所有する株主が500名を超える株式会社については、取締役会（監督役員会）の定員数は5名以上でなければならず、また、普通株式及びその他の議決権株式を所有する株主が2000名を超える株式会社については、7名以上でなければならぬ。

4 取締役会（監督役員会）の成員の選出は、普通議決権株式の株主が500名を超える⁶株式会社については、累積投票で行う。普通株主数が500名に満たない⁷株式会社は、会社定款によって、取締役会（監督役員会）の選出を累積投票で行うことを規定できる。

累積投票の際は、各株主が持つ議決権数を、取締役会（監督役員会）に選出される成員の数で乗じ、株主は、このようにして得た議決権を、全て1名の候補者に入れることも、また、2名以上の候補者に分けて入れることもできる。

最も得票数の多かった候補者から、取締役会（監督役員会）に選出されたものとされる。

第65条 取締役会（監督役員会）の権限

1 取締役会（監督役員会）の権限には、本法が株主総会の権限としている問題を除き、株式会社の業務の全般的実施に関する問題の決定が含まれる。

取締役会（監督役員会）の権限には、以下の問題が含まれる。

- 株式会社の業務の優先的方向性の決定
- 年次及び臨時株主総会の招集
- 集会を行わず、通信投票式で議決をする株主総会を実施する際の、集計委員会の組織
- 株主総会の議題の承認
- 株主総会の参加権者一覧の作成日の決定、及び、本法第8章の規定に従い取締役会（監督役員会）の権限とされるその他の問題、並びに、株主総会の準備及び実施に関する問題
- 本法が規定する場合における、社債及びその他の有価証券の割当て
- 本法が規定する場合における、発行有価証券の取得
- 本法が規定する場合における、割当済株式、社債及びその他有価証券の取得

⁶ 原文ママ。

⁷ 原文ママ。

- 株式会社の監査役会(監査役)成員の報酬額、費用手当額に関する提言、及び外部監査人の役務に対する支払額の決定
- 支店及び駐在員事務所の開設
- 株式会社の名簿管理人の承認、名簿管理人との契約条件の承認、及び、契約の解除
- 臨時株主総会を実施するまでの、臨時単独執行機関職(取締役、代表取締役)の設置
- 必要に応じ、具体的な問題を解決するための、自己負担、及び、株式会社の他の従業員の負担による委員会の設置
- 本法及び会社定款が規定する他の問題

2 取締役会(監督役員会)の権限とされる問題の検討を、株式会社の執行機関の決定に委ねてはならない。

第66条 取締役会(監督役員会)の権限の終了

- 1 取締役会(監督役員会)の成員の本人希望による権限の終了は、隨時、その旨を書面で取締役会(監督役員会)に通知することで行われる。
- 2 取締役会(監督役員会)の成員の権限は、辞表にこれより遅い期日が指定されていない場合は、取締役会(監督役員会)が辞表を受領した時点で終了する。辞表に指定される権限終了までの期間は、6か月以上であってはならず、また、この期間は、残りの取締役会(監督役員会)成員による多数決により承認されなければならない。

第67条 取締役会(監督役員会)の議長の選出、議長の権限

1 取締役会(監督役員会)の議長は、取締役会(監督役員会)成員の秘密投票により、成員中から、成員総数の多数決により選出される。ただし、会社定款に別段の定めがある場合は、この限りではない。

取締役会(監督役員会)は、隨時、取締役会(監督役員会)成員総数の多数決により、議長を選出し直すことができる。ただし、会社定款に別段の定めがある場合は、この限りではない。

2 取締役会(監督役員会)の議長は、その業務を組織し、取締役会(監督役員会)の会議を招集し、その議事を進行し、会社定款に別段の定めがない限り、株主総会の議長を務める。

取締役会(監督役員会)の議長が不在の場合、議長の役目は、取締役会(監督役員会)の決定により、その成員の1名が果たす。

第68条 取締役会(監督役員会)の会議

1 取締役会(監督役員会)の会議は、取締役会(監督役員会)議長の発意により、又は、取締役会(監督役員会)成員、監査役会(監査役)、外部監査人、執行機関の請求、若しくは、定款が定める他の者の請求により、取締役会(監督役員会)議長が招集する。取締役会(監督役員会)会議の招集及び実施手続は、会社の定款又は内規文書により定められる。会社定款又は内

規文書により、取締役会（監督役員会）会議の定足数の確定、及び、議決結果の確定の際、会議欠席者の議題に関する意見書を考慮に入れること、また、取締役会（監督役員会）の決定を通信投票式で採決できることを、規定できる。

- 2 取締役会（監督役員会）会議の定足数は、会社定款が定めるが、選出された成員の半数未満であってはならない。取締役会（監督役員会）の成員数がこの定足数を割るようになった場合、取締役会（監督役員会）は、新たな構成で取締役会（監督役員会）を選出するため、臨時株主総会の実施を決定しなければならない。
- 3 取締役会（監督役員会）会議での決定は、本法、会社定款、又は、同会議の招集及び実施手続を定める内規文書に別段の定めがない限り、会議に参加している成員の多数決により採決される。取締役会（監督役員会）会議で議決をする際、各成員は1票ずつ議決権を持つ。

取締役会（監督役員会）成員の議決権を他者に移譲することは、他の取締役会（監督役員会）成員への移譲も含め、認められない。

取締役会（監督役員会）会議の採決で同票となった場合は、議長の票に決定権がある。

- 4 取締役会（監督役員会）会議では、議事録をとる。

取締役会（監督役員会）会議の議事録は、会議の実施日から3日以内に作成される。

議事録には、以下が記載される。

- (a) 会議の実施場所及び時間
- (b) 出席者
- (c) 議題
- (d) 議決に付された問題及び議決の結果
- (e) 採択された決定

取締役会（監督役員会）の議事録には、議長と書記が署名する。

第69条 単独執行機関（取締役、代表取締役）

- 1 株式会社の通常業務は、単独執行機関（取締役、代表取締役）又は合議制執行機関（理事会、重役会）が実施する。執行機関は、取締役会（監督役員会）及び株主総会に対し、報告義務を負う。

単独執行機関と合議制執行機関の併設を規定している会社定款は、合議制執行機関の権限を規定しなければならない。この場合、単独執行機関の役割を果たす者（取締役、代表取締役）は、合議制執行機関（理事会、重役会）の議長職も果たさなければならない。

株主総会の決定に基づき、株式会社の執行機関の権限を、契約に基づいて、営利組織（管理会社）又は個人事業者（管理業者）に委ねることができる。単独執行機関の権限を管理会社又は管理業者に委託する決定は、取締役会（監督役員会）の提案に基づいてのみ、株主総会ができる。

株式会社の執行機関の権限には、株主総会又は取締役会（監督役員会）の権限とされるもの以外、株式会社の日常業務の実施に関する全ての問題が含まれる。

- 2 株式会社の執行機関は、株主総会及び取締役会（監督役員会）の決定事項の実施を組織する。単独執行機関（取締役、代表取締役）は、株式会社の利益を代理し、株式会社の名において法律行為を締結し、定員を承認し、従業員に対し拘束力のある命令、指示を出すなど、委任状によらずに、株式会社の名において行動する。

株式会社の執行機関の設置、及び、その権限の期限前終了は、株式会社の定款がこの権限を取締役会（監督役員会）のものとして規定していない限り、株主総会の決定に基づいて行われる。

単独執行機関（取締役、代表取締役）、合議制執行機関（理事会、重役会）の成員、並びに管理会社又は管理業者の、株式会社の日常業務管理に関する権利及び義務は、本法、その他の法令、及び株式会社が上記の各人と締結する契約によって定められる。

- 3 株式会社の名において締結される契約は、取締役会（監督役員会）の議長、又は、取締役会（監督役員会）から委任された者が署名する。

株式会社と単独執行機関（取締役、代表取締役）、及び（又は）、株式会社と合議制執行機関（理事会、重役会）の成員との関係において、労働法令の効力は、本法の規定に抵触しない部分において、有効とする。

単独執行機関（取締役、代表取締役）の職務を果たす者、及び、合議制執行機関（理事会、重役会）の成員が、他の組織の経営機関の役職を兼任することは、取締役会（監督役員会）の合意がある場合のみ認められる。

- 4 株主総会は、会社定款が執行機関の組織を取り締役会（監督役員会）の権限事項としていない場合、単独執行機関（取締役、代表取締役）及び合議制執行機関（理事会、重役会）成員の権限の期限前終了を、隨時、決定できる。株主総会は、管理会社又は管理業者の権限の期限前終了を、隨時、決定できる。

会社定款が執行機関の組織を取り締役会（監督役員会）の権限事項としている場合、取締役会（監督役員会）は、単独執行機関（取締役、代表取締役）及び合議制執行機関（理事会、重役会）の成員の権限の期限前終了、並びに、新たな執行機関の組織を、隨時、決定できる。

執行機関の組織が株主総会により行われる場合は、取締役会（監督役員会）が単独執行機関（取締役、代表取締役）の権限の停止を決定する権利を、会社定款で規定することができる。会社定款によって、取締役会（監督役員会）に、管理会社又は管理業者の権限を停止させる権限を持たせることができる。取締役会（監督役員会）は、この決定と同時に、臨時単独執行機関（取締役、代表取締役）の設置を決定し、それとともに、単独執行機関（取締役、代表取締役）又は管理会社（管理業者）の期限前権限終了と、新たな単独執行機関（取締役、代表取締役）の設置、又は、単独執行機関（取締役、代表取締役）権限の管理会社若しくは管理業者への委託を決定するための臨時株主総会を実施する決定をとらなければならない。

株主総会が執行機関を組織する場合で、単独執行機関（取締役、代表取締役）又は管理会社（管理業者）がその職務を遂行できないとき、取締役会（監督役員会）は、臨時単独執行機関（取締役、代表取締役）の設置を決定することができ、それとともに、単独執行機関（取締役、代表取締役）若しくは又は管理会社（管理業者）の期限前権限終了と、新たな単独執行機関（取締役、代表取締役）の設置、又は、単独執行機関（取締役、代表取締役）権限の管理会社若しくは管理業者への委託を決定するための臨時株主総会を実施する決定をとることができる。

第70条 合議制執行機関（理事会、重役会）

1 合議制執行機関（理事会、重役会）は、株式会社の定款に従い、また、同機関の会議の招集、実施の期限、手続、及び議決手続を定める、株主総会の承認を受けた会社の内規文書（規則、規程、その他文書）に従い、活動する。

2 合議制執行機関（理事会、重役会）の会議の定足数は、会社の定款が定めるが、選出された同機関成員数の半数以上でなければならない。

合議制執行機関（理事会、重役会）の会議では、議事録をとる。合議制執行機関（理事会、重役会）の会議議事録は、取締役会（監督役員会）、監査役会（監査役）、及び外部監査人の請求に基づき、これら機関に提供される。

合議制執行機関（理事会、重役会）会議の実施は、単独執行機関（取締役、代表取締役）の役割を果たす者が組織する。

合議制執行機関（理事会、重役会）の成員が、同機関の他の成員を含め、他者に議決権を移譲することは、認められない。

第71条 経営機関及び執行機関の成員の責任

1 取締役会（監督役員会）の成員、単独執行機関（取締役、代表取締役）、及び（又は）合議制執行機関（理事会、重役会）の成員、並びに管理会社又は管理業者は、その権利の行使、及び、職務の遂行において、株式会社の利益のために行動し、誠実かつ合理的に権利を行使し、株式会社に対する義務を履行しなければならない。

取締役会（監督役員会）の成員、単独執行機関（取締役、代表取締役）、及び（又は）合議制執行機関（理事会、重役会）の成員、並びに管理会社又は管理業者は、法令に他の事由及び責任範囲が規定されていない限り、その有責行為（不作為）により株式会社にもたらした損害につき、責任を負う。

この際、取締役会（監督役員会）及び合議制執行機関（理事会、重役会）の成員のうち、株式会社に損害をもたらした決定に反対した者、又は、その議決に参加しなかった者は、責任を負わない。

- 2 取締役会（監督役員会）の成員，単独執行機関（取締役，代表取締役），及び（又は）合議制執行機関（理事会，重役会）の成員，並びに管理会社又は管理業者の，責任の事由及び責任範囲を確定する際には，その事件において意味を持つ全ての状況を勘案しなければならない。
- 3 本条の規定により複数人が責任を負う場合，これらの者が株式会社に対して負う責任は，連帯責任となる。
- 4 会社，又は，合計で株式会社の割当済株式の10パーセント以上を所有する株主（単数・複数）は，取締役会（監督役員会）の成員，単独執行機関（取締役，代表取締役），合議制執行機関（理事会，重役会）の成員，及び管理会社又は管理業者に対し，本条第2項に規定される場合，株式会社が被った損害の賠償請求訴訟を裁判所に提起することができる。
公開株式会社の取締役会（監督役員会）における国の代表者は，取締役会（監督役員会）の他の成員とともに，本条が規定する責任を負う。

第9章 株式会社の財務経営活動の監督

第72条 監査役会（監査役）

- 1 株主総会は，株式会社の財務経営活動の監督を行う目的で，会社定款に従い，監査役会（監査役）を選出する。

株主総会の決定に基づき，監査役会の成員又は監査役には，その任期中，報酬，及び（又は）職務の遂行に関する費用手当が支払われる。報酬及び手当の金額は，取締役会（監督役員会）の提言に従い，株主総会の決定により定められる。

- 2 監査役会又は監査役の権限で，本法に規定のないものについては，会社定款が規定する。
監査役会又は監査役の活動の手続は，株主総会が承認した株式会社の内規文書により定められる。
- 3 株式会社の財務経営活動の検査（監査）は，株式会社の年間業務の総括として，また，監査役会若しくは監査役の発意，株主総会の決定，取締役会（監督役員会）の決定，又は，議決権株式の10パーセント以上を所有する株主（単数・複数）の発意により，隨時，行うことができる。

監査役会又は監査役の請求により，株式会社の経営機関の職を占める者は，株式会社の財務経営活動に関する書類を提出しなければならない。

監査役会又は監査役は，本法第46条に従い，臨時株主総会の招集を請求できる。

監査役会の成員又は監査役は，同時に取締役会（監督役員会）の成員であってはならず，また，株式会社の経営機関の他の役職を兼ねてはならない。取締役会（監督役員会）の成員，又は，経営機関で役職を占める者が所有する株式会社の株式は，監査役会又は監査役を選出するための議決に参加できない。

第73条 監査役会（監査役）の報告書

監査役会又は監査役は、株式会社の財務経営活動の監査を行った結果につき、株主総会が承認した手続により、報告書を作成する。

第10章 自社株式の買戻し及び買取り

第74条 自社株式の買戻し

1 株式会社は、定款により認められる場合、自社株式を買い戻して株式流通量を削減し、減資を行う株主総会の決定に基づき、自社の割当済株式を買い戻すことができる。

株式会社は、流通に残る株式の額面価格が本法が定める最低資本金額を下回ることになる場合は、自社株式を買い戻して株式流通量を削減し減資を行う決定をとってはならない。

2 定款が認める場合、株式会社は、株主総会の決定に基づき、自社株式を買い戻すことができる。

株式会社は、流通株式の額面価格が定款資本金額の90パーセントを下回ることになる場合は、自社株式の買戻決定をとってはならない。

3 自社株式を買い戻して株式流通量を削減し減資を行う株主総会の決定に基づき買戻された株式は、取得の際に消却される。

4 本条第2項により買戻された株式は、議決権を持たず、開票の際に勘定されず、配当が付かない。これらの株式は、買戻されてから1年以内に、市場価格で売却されなければならない。そうでない場合、株主総会は、これらの株式を消却して減資を行う決定をとらなければならない。

5 自社株式の買戻決定は、買戻す株式の種類(タイプ)、種(タイプ)ごとの買戻量、買戻価格、支払形式及び期限、並びに買戻の実施期間を定めなければならない。

会社定款に別段の定めがない限り、買戻す株式の支払は、金銭で行う。買戻しの実施期間は、30日以上でなければならない。株式会社が普通株式を買戻す価格は、本法第79条に従い求められる。

買戻決定がされた種類(タイプ)の株式を所有する株主は、これら株式を売却する権利を持ち、株式会社はこれらを買取らなければならない。買取請求の出た株式の総数が本条が規定する制限事項を勘案して株式会社が実際に買取りできる株式数を上回った場合、株式は、株主から、買取請求量に応じた按分で買取られる。

6 買戻実施期間が始まる30日以上前に、株式会社は、買戻対象となる種類(タイプ)の株式を持つ株主に対し、通知を行わなければならない。

7 優先株式の買戻しは、会社定款が規定する価格で行われる。

第75条 自社株式買戻しの制限

1 株式会社は、以下の場合、自社普通株式の買戻しを行ってはならない。

- 定款資本金の払込みが完了していない場合

- 買戻しを行おうとする時点で、株式会社に、タジキスタン共和国倒産法令が定める倒産兆候がある場合、又は、買戻しの結果、倒産兆候が到来する場合
 - 買戻しを行おうとする時点で、株式会社の純資産額が、定款資本金と準備金の和を下回る場合、又は、買戻しをすると下回ることになる場合
- 2 株式会社は、以下の場合、特定タイプの自社優先株式の買戻しができない。
- 定款資本金の払込みが完了していない場合
 - 買戻しを行おうとする時点で、株式会社に、タジキスタン共和国倒産法令が定める倒産兆候がある場合、又は、買戻しの結果、倒産兆候が到来する場合
 - 買戻しを行おうとする時点で、株式会社の純資産額が、定款資本金額、準備金額、及び、買戻対象の優先株式より清算価格の支払順位が優位であるタイプの優先株式の、定款が定める清算価格が額面価格を上回る額の合計を下回る場合、又は、買戻しをすると下回ることになる場合
- 3 株式会社は、本法第78条により買取請求が出ている株式を全部買い取るまでは、自社株式の買戻しを行ってはならない。

第76条 株式の併合及び分割

- 株主総会の決定により、株式会社は、割当済株式、及び、発行予定株式の併合を行い、それによって、2株以上の株式を、同種(タイプ)の1つの新株に転換することができる。この際、定款の、該当する種類(タイプ)の株式の額面価格と発効予定株式数の項目を、これに合わせて変更する。
- 株主総会の決定により、株式会社は、割当済株式の分割を行い、それによって、1株が、同種(タイプ)の2株以上の株式に転換される。この際、定款の、該当する種類(タイプ)の株式の額面価格、割当済株式数、及び発効予定株式数の項目を、これに合わせて変更する。

第77条 株主の請求による株式の買取り

- 議決権株式の株主は、以下の場合、所有する全ての株式又はその一部の買取りを、株式会社に請求できる。
 - 会社が組織変更する場合、又は、本法第81条第2項に従い株主総会が承認した大規模取引を行う場合で、当該株主が組織変更又は大規模取引に反対票を入れ、又はこれらの問題の議決に参加しなかったとき
 - 株主の権利を制限する内容を持つ会社定款の変更、追加、又は新定款が承認される場合で、当該株主がこれに対し反対票を入れ、又はこの議決に参加していないとき
- 会社に対する株式買取請求権を持つ株主の一覧は、本法に従い、当該請求権を発生させる議題を採り上げた株主総会の参加権者一覧が作成された日付の、株主名簿のデータに基づき作成される。

- 3 会社による株式の買取りは、市場価格を下回らない価格で実施される。この際、市場価格は、独立鑑定人（監査人）が、株式の鑑定請求権及び買取請求権が発生する原因となった株式会社の行為の結果もたらされる価格変動は考慮せずに、算定する。

第78条 株主の株式買取請求権の行使手続

- 1 株式会社は、株主に対し、株主に所有株式の買取りを請求する権利がある旨、及び、買取りの価格と行使手続を通知しなければならない。
- 2 本法に従い、買取請求権が発生する議題を含む株主総会の開催通知には、本条第1項の情報を含まなければならない。
- 3 株主の所有株式の買取請求書は、請求株主の住所（所在地）及び買取りを請求する株式の数量を記載し、株式会社に送付する。
株主の株式買取請求書は、該当する株主総会決定がとられた日から、45日以内に会社に提示されなければならない。
- 4 本条第3項第2段落に指定される期間を過ぎた後、株式会社は、30日以内に、買取りを請求している株主から、株式を買い取らなければならない。
- 5 株式会社による株式の買取りは、本法に従い買取請求権を発生させる議題を含む株主総会の通知に記載される価格で行われる。株式の買取りに当たられる資金の総額は、買取請求権を発生させた株主総会の決定日現在の株式会社の純資産額の10パーセントを超えてはならない。買取請求がされている株式の総数が上記の制限を考慮して株式会社が実際に買取りできる株式の数を上回る場合、株式は、各株主より買取請求量に応じた按分で買い取られる。
- 6 株式会社が組織変更する場合、会社が買い取った株式の価格は、買取りの際に消却される。
- 7 本法第77条第1項に規定される以外の場合、株式会社が買い取った株式の価格は、会社が処分できる。これらの株式は議決権を持たず、議決の際に勘定に入れず、配当が付かない。これらの株式は、買取日から1年以内に、市場価格で売却されなければならない。売却されなかった場合、株主総会は、これらの株式を消却して減資を行う決定をとらなければならない。

第79条 財産の市場価格の確定

- 1 本法に従い、財産の価格（金銭評価額）、及び、債券の割当価格又は買取価格が取締役会（監督役員会）の決定により決められる場合、価格の決定は、市場価格に基づいて行われなければならない。

取引される財産の価格（金銭評価額）が取締役会（監督役員会）によって決められる場合で、そのような1つ又は複数の取引の利害関係者が取締役会（監督役員会）の成員であるとき、財産の価格（金銭評価額）は、当該取引に利害関係を持たない取締役会（監督役員会）の成員が決定する。株主数が500名以上の株式会社においては、財産の価格（金銭評価額）は、取引に利害関係を持たない独立取締役が決定する。

2 財産の市場価格を求めるために、独立鑑定人を使うことができる。

本法第78条に従い株式会社が株主から株式を買い取る際、また、その他の本法が定める場合は、必ず独立鑑定人を使わなければならない。

買値若しくは需要価格、又は供給価格が常に刊行物で発表されている有価証券について、その割当価格を決める場合は、独立鑑定人を使う必要はなく、このような有価証券の市場価格を決める際には、この買値若しくは需要価格、又は供給価格を参考にする。

株式会社の株主が国である場合は、必ず、全権国家財政機関を参加させなければならない。

第11章 大規模取引

第80条 大規模取引

1 大規模取引とは、単一及び複数の相互に関連する取引（消費貸借、信用、担保、保証を含む。）で、株式会社による財産の直接的又は間接的な取得、譲渡又は譲渡の可能性に関するものであり、その額が、株式会社の直近決算日付の資産簿価の30パーセント以上となるものである。ただし、株式会社の通常の営業活動の過程で行われる取引、募集（販売）による株式会社の通常株式の割当てに関する取引、及び転換社債の割当てに関する取引を除く。また、会社定款によって本法が規定する大規模取引の承認手続を適用する、別の場合を規定することができる。

財産の譲渡又は譲渡の可能性が発生する場合は、株式会社の資産簿価と当該財産の簿価を比較し、財産を取得する場合は、その取得価格を比較する。

2 取締役会（監督役員会）及び株主総会が大規模取引を承認する決定をとる場合、譲渡又は取得される財産（役務）の価格は、本法第70条に従い、取締役会（監督役員会）が定める。

第81条 大規模取引の承認手続

1 大規模取引は、株主総会により承認されなければならない。

2 価格が株式会社の資産簿価の30パーセントから50パーセントまでの財産を対象とする大規模取引の承認決定は、株主総会で、議決権株式を所有する総会参加株主の3分の2以上の多数決で採決する。

3 価格が株式会社の資産簿価の50パーセントを超える財産を対象とする大規模取引の承認決定は、株主総会で、議決権株式を所有する総会参加株主の4分の3以上の多数決で採決する。

4 大規模取引の承認決定には、当該取引の当事者、受益者、対象物、取引額、その他の取引条件が記載されなければならない。

5 大規模取引が、同時に、利害関係のある取引である場合、その実施手続については、本法第12章の規定のみを適用する。

6 本条の規定に違反して実施された大規模取引は、株式会社、又は、会社の議決権株式を10パーセント以上所有する株主が提起する訴訟により、裁判所に無効と認定され得る。

7 本条の規定は、株主が1名で、同時に単独執行機関の役割を果たしている株式会社には、適用されない。

第82条 株式会社の普通株式の30パーセント以上の取得

- 1 単独で、又は、提携者とともに、普通株主数が500名超である株式会社の割当済普通株式を、既に所有している株式も含め、30パーセント以上取得しようとする者は、株式取得日の90日前から30日前までの間に、株式会社にその旨の通知状を送らなければならない。
- 2 株主が株式買取りの提案を受諾した場合、その株式は、株主が提案を受諾した日から15日以内に買い取られ、支払われなければならない。
- 3 株主に対する株式の買取提案には、本条に従い株式会社の普通株式を取得した者の情報（氏名又は名称、住所又は所在地）と、取得した普通株式の数、株主に対し提案される買取価格、買取期間及び支払期間が記載されなければならない。
- 4 本条の要件に違反して株式を取得した者は、要件に従って取得されている株式の数の範囲内で、株主総会の議決に参加する権利を持つ。
- 5 本条の規則は、割当済株式の、30パーセントを超過する各5パーセントの取得につき、その都度適用される。

第12章 利害関係のある取引

第83条 利害関係のある取引

1 取締役会（監督役員会）の成員、管理会社、及び管理業者を含め、執行機関の役割を果たす者、合議制執行機関の成員、提携者とともに株式会社の20パーセント以上の議決権株式を持つ株主、及び株式会社に拘束力のある指示を出す権限を持つ者が利害関係を持つ取引（消費貸借、信用、担保、保証を含む。）は、本章の規定に従って実施される。

上に挙げられる者は、本人、その配偶者、両親、子息、兄弟姉妹、養父母、養子、及び（又は）その提携者が、以下に当たる場合、取引に利害関係を持つとされる。

- (a) 取引の当事者、受益者、仲介者、又は代理人である場合
- (b) 取引の当事者、受益者、仲介者、又は代理人である法人の株式（持分、出資分）を（単独、又は、合わせて）20パーセント以上所有している場合
- (c) 取引の当事者、受益者、仲介者、又は代理人である法人の、経営機関の役職についている場合、又は、このような法人の管理会社の経営機関の役職についている場合

2 本章の規定は、以下については適用されない。

- 株主が1名であり、その者が執行機関の役割を果たしている株式会社
- 株式会社の全株主が利害関係を持つ取引
- 株式会社が割り当てる株式に対する優先取得権の行使
- 株式会社が自社株式を買い戻す又は買い取る場合

- 株式会社が新設合併（吸収合併）により組織変更する場合で、合併相手の株式会社に、会社の全議決権株式の4分の3超が帰属する場合

第84条 利害関係についての通知

本法第83条に記載される者は、株式会社の取締役会（監督役員会）、及び、監査役会又は監査役に、以下を通知しなければならない。

- 単独で又は提携者とともに、議決権株式（持分、出資分）の20パーセント以上を所有する法人について
- 経営機関の役職についている法人
- 実施予定の取引、又は、実施可能性がある取引で、自らが利害関係者となるもの
- 利害関係者が取引の当事者であること、又は、代理人又は仲介人として取引に参加することについて

第85条 利害関係のある取引の承認手続

- 1 利害関係のある取引は、その実施までに、本条に従い、株主総会による承認を受けなければならぬ。
- 2 議決権株式を持つ株主の数が500名以下である株式会社においては、利害関係のある取引の承認は、取締役会（監督役員会）が、利害関係を持たない取締役による多数決で決定する。独立取締役の人数が定款が定める取締役会（監督役員会）会議の定足数に満たない場合、この問題に関する決定は、本条第4項の手続により、株主総会がとらなければならない。
- 3 議決権株式を持つ株主の数が500名超である株式会社においては、利害関係のある取引の承認は、取締役会（監督役員会）が、利害関係を持たない独立取締役による多数決で決定する。取締役会（監督役員会）の全ての成員が利害関係者であつて、（又は）、独立取締役ではない場合、取引は、本条第4項の手続により、株主総会の決定で承認することができる。
独立取締役とは、取締役会（監督役員会）の成員で、決定をとる時点及びそれ以前の1年間、以下の者でない（なかった）者である。
 - (a) 管理業者を含め、株式会社の単独執行機関の役割を果たす者、合議制執行機関の成員、又は管理会社の経営機関の役職者
 - (b) 配偶者、両親、子息、兄弟姉妹、養父母及び養子が、株式会社若しくは株式会社の管理会社の経営機関の役職者であり、又は、株式会社の管理業者である。
 - (c) 株式会社の提携者。ただし、株式会社の取締役会（監督役員会）の成員を除く。
- 4 利害関係のある取引の承認は、以下の場合、株主総会が、利害関係を持たない議決権株式の全株主の多数決で決定する。
 - 取引又は複数の相互に関連する取引の対象物の簿価（財産を取得する場合は提供価格）が、直近の決算日付の株式会社の資産簿価の2パーセント以上の財産である場合

- 取引又は複数の相互に関連する取引が、割当済普通株式及び転換社債から転換され得る普通株式の 10 パーセント超となる株式及び社債の、募集又は販売による割当てである場合

- 5 利害関係のある取引は、その取引の条件が、株式会社と利害関係者の間で、この者が利害関係者となる前から通常の営業活動の過程で行われてきた類似取引の条件と本質的に変わらない場合、本条第 4 項に規定される株主総会の承認を必要としない。この例外規定は、当該者が利害関係者となった時点から次回の年次株主総会が開催されるまでの間に行われた、利害関係のある取引についてのみ適用する。
- 6 利害関係のある取引の承認決定には、取引の当事者、受益者、価格、対象物、その他の主要条件が記載されていなければならない。

株主総会は、株式会社と利害関係者間の取引（単数・複数）であって、今後、株式会社が通常の営業活動を行っていく過程で実施される可能性があるものについて、承認決定をすることができる。この際、株主総会の決定には、このような取引（単数・複数）の上限額が規定されなければならない。このような決定は、次の年次株主総会まで有効である。

株主総会が利害関係のある取引の承認決定をする際、譲渡又は取得される財産又は役務の価格は、株式会社が本法第 79 条に基づいて定める。

第 86 条 利害関係のある取引の要件が遵守されなかった場合の効果

- 1 本法が規定する要件に違反して実施された利害関係のある取引は、株式会社、又は、株式会社の議決権株式の 10 パーセント以上を所有する株主の提訴により、裁判所に無効と認定され得る。
- 2 利害関係者は、株式会社にもたらした損害額につき、株式会社に対し責任を負う。責任を負う者が複数である場合、株式会社に対する責任は連帯責任となる。

第 13 章 株式会社の記録、報告、文書、株式会社に関する情報

第 87 条 帳簿及び会計報告書類

- 1 株式会社は、本法及びその他タジキスタン共和国法令が定める手続により、帳簿を付け、会計報告を提出しなければならない。
- 2 帳簿の作成、状態及び信頼性についての責任、並びに、年次報告その他の報告書並びに株主、債権者、及びマスコミへの株式会社の活動に関する然るべき機関への遅滞なき情報提供の責任は、株式会社の執行機関が、本法及び会社定款に従って負う。
- 3 年次報告に含まれる情報の信頼性は、株式会社の監査役会又は監査役により確認されなければならない。

本法第91条に従い本項に挙げられる書類を公表する前に、株式会社は、年次会計報告の監査及び確認のために、株式会社又は株主に対して財産的な利害を持たない監査人を雇わなければならぬ。

4 株式会社の年次報告書は、あらかじめ取締役会（監督役員会）の承認を受けなければならぬ。株式会社に取締役会（監督役員会）がない場合は、執行機関の役割を果たす者が承認する。承認は、年次株主総会の開催日の30日前までに行う。

第88条 株式会社の外部監査

1 株式会社の外部監査は、タジキスタン共和国法「監査業務について」に従って実施される。
2 株式会社の外部監査は、隨時、払込資本の10パーセントを超える額の株式を所有する株主の請求により行うことができる。

株式会社の外部監査人は、株主総会により承認される。

第89条 文書の保管

1 株式会社は、以下の書類を保管しなければならない。

- 株式会社の設立契約
- 所定の手続により登記された定款、その追加、変更、株式会社設立決定、及び株式会社の国家登記の証明
- 貸借対照表に記載される財産に対する権利の証明書
- 内規文書
- 支店又は駐在員事務所に関する規則
- 年次報告書
- 簿記会計書類
- 会計報告書類
- 株主総会の議事録（全議決権株式を所有する単独株主の決定書）、並びに取締役会（監督役員会）、監査役会（監査役）、及び合議制執行機関（理事会、重役会）の会議議事録
- 投票用紙、及び株主総会参加に関する委任状（その謄本）
- 独立鑑定人の鑑定報告書
- 株式会社の提携者の一覧
- 株主総会の参加権者一覧、配当権者一覧、及び、本法の要件に従い、株主の権利行使に関連して株式会社が作成するその他の一覧
- 監査役会（監査役）、外部監査人の報告書、及び、国家の持分がある株式会社については、国家財政監督機関の報告書
- 発行目論見書、発行者の四半期報告、並びに、本法及びその他の法律により、公告、又は、その他の方法により開示すべき情報を含む文書

- 本法が規定するその他の文書
- 2 株式会社は、本条第1項が規定する文書を、その執行機関の所在地に、全権機関が定める手続及び期間で、保管しなければならない。

第90条 株主に対する情報提供

- 1 株式会社は、株主が、本法第89条第1項に規定される文書を閲覧できるようにしなければならない。会計簿記書類及び合議制執行機関の会議議事録は、合計で株式会社の議決権株式の25パーセント以上を所有する株主（単数・複数）が閲覧できる。
- 2 本条第1項の文書は、閲覧請求があった日より7日以内に、株式会社の執行機関の建物にて、閲覧に供されなければならない。株式会社は、本条第1項の文書の閲覧権を持つ者の請求により、これら文書の写しを提供しなければならない。

第91条 義務的情報開示

- 1 公開株式会社は、以下を公開しなければならない。
- 株式会社の年次報告及び年次会計報告
 - 本法が定める場合、株式発行目論見書
 - 本法が定める手続による、株主総会の開催通知
 - 全権機関が定めるその他の情報
- 2 株式会社による義務的情報開示は、全権機関が定める範囲及び手続により実施される。

第92条 提携者に関する情報

- 1 提携者の認定は、タジキスタン共和国法令の要件に従い行われる。
- 2 株式会社の提携者は、所有する株式会社の株式について、その数量及び種類（タイプ）を、株式の取得日から10日以内に、株式会社に書面にて通知しなければならない。
- 3 提携者の責めに帰すべき事情により、この情報が提供されず、又は、情報提供に遅滞があり、それによって株式会社が財産上の損失を被った場合、当該提携者は株式会社に対し、損失額の範囲で責任を負う。
- 4 株式会社は、タジキスタン共和国法令に従い、提携者を記録し、提携者についての報告を提出しなければならない。

第14章 株式会社の組織変更及び清算

第93条 株式会社の組織変更

- 1 株式会社の組織変更（新設合併、吸収合併、分割、分離、形態変更）は、民法典に従い、本法の要件を考慮して実施される。

2 組織変更の結果、設立される株式会社の財産の形成は、組織変更を行う株式会社の財産をもってのみ行う。

3 株式会社は、吸収合併の場合を除き、新設された法人が国家登記された時点から、組織変更されたものとされる。

株式会社が他の株式会社を吸収合併して組織変更する場合は、合併会社は、統一国家法人登記簿に被吸収会社の営業停止が記載された時点から、組織変更されたものとする。

4 組織変更により設立された株式会社の国家登記、及び、組織変更された株式会社の営業停止の登記は、タジキスタン共和国法令が規定する手続により行われる。

5 株式会社の組織変更の決定がとられた日より 30 日以内に、また、新設合併又は吸収合併による場合は、参加各社による決定のうち遅い方から 30 日以内に、株式会社は、当該決定について、債権者に対し文書で通知し、本法が規定する法人国家登記に関する情報を掲載する刊行物に、公告を掲載しなければならない。

組織変更の結果、設立される株式会社の国家登記と、組織変更する株式会社の営業停止の記載は、債権者に通知を行ったことの証明がある場合に行われる。

分割貸借対照表又は譲渡証書によって組織変更された株式会社の権利承継者を確定できない場合、組織変更によって設立された法人は、組織変更された株式会社の債務につき連帯責任を負う。

第 9 4 条 株式会社の新設合併

1 株式会社の新設合併とは、2 社以上の株式会社が、譲渡証書に従い、新しく設立される株式会社に全ての財産、権利及び義務を移譲して、その活動を停止することである。

2 新設合併に参加する各社の取締役会（監督役員会）は、新設合併による組織変更、譲渡証書及び新設合併契約の承認を、株主総会の決定にかける。新設合併契約には、これに参加する株式会社の名称、所在地、貸借対照表の主な内容、及び、吸収合併の手続と条件、特に、合併各社の株式を設立される株式会社の株式に転換する手續が含まれなければならない。これらの情報は全て、刊行物に公告を出すことで、各社の株主に提供されなければならない。

3 新設合併に参加する各社の株主総会は、タジキスタン共和国法令が定める手続により、新設合併の決定と、譲渡証書及び新設合併契約の承認決定をとる。

4 新設される株式会社の定款の承認、及び、各機関の選出は、新設会社の株主総会により行われる。この株主総会は、新設合併契約に定められる期間内に開催される。新設会社の株主総会の招集及び実施手続に関する特則は、新設合併契約により定められる。

第 9 5 条 株式会社の吸収合併

1 株式会社の吸収合併とは、吸収される株式会社が、譲渡証書に基づき、その財産、権利及び義務を他の株式会社に移譲し、活動を停止することである。

2 被吸收会社の取締役会は、吸收合併による組織変更、譲渡証書及び吸收合併契約の承認を、株主総会の決定にかける。

吸收合併契約の内容は、本法第95条第2項の要件を満たさなければならない。

被吸收会社の株主総会は、本法が定める手続により、吸收合併による組織変更と、譲渡証書及び吸收合併契約の承認を決定する。

3 吸收会社の取締役会（監督役員会）は、吸收合併による組織変更と、譲渡証書及び吸收合併契約の承認を、株主総会の決定にかける。

吸收会社の株主総会は、本法が定める手続により、吸收合併による組織変更と、譲渡証書及び吸收合併契約の承認を決定する。

4 吸收会社の定款への変更又は追加の決定をとる必要がある場合は、吸收会社の株主と、被吸收会社の株主の合同総会とで、決定をする。

5 被吸收会社の資産及び負債の額が吸收会社の自己資本額の5パーセントを超えない場合、吸收会社の取締役会（監督役員会）が吸收合併の決定をすることが認められる。

第96条 株式会社の分割

1 株式会社の分割とは、株式会社が全ての財産、権利及び義務を、新設される複数の株式会社に移譲して、活動を停止し、その株式を、新設される複数の株式会社の株式に転換することである。この際、分割される株式会社の権利及び義務は、分割貸借対照表に基づいて、新設される複数の株式会社に移行する。

2 分割により組織変更をする株式会社の取締役会（監督役員会）は、分割による組織変更、新たな株式会社（複数）の設立、有価証券を新設会社の有価証券に転換する手続、及び分割貸借対照表の承認を、株主総会の決定にかける。

株式会社の分割についての株主総会の決定には、分割元会社の株式を新設会社の株式に転換する手続、及び、分割元会社が以前に発行した各種株式を交換する際に適用する、各種株式の構成割合と額面価格が定められていなければならない。この際、同一種の株式が株主に与える権利（交換する株式の選択権を含め）は、同一でなければならない。分割元会社のあらゆる株主が、所有株式を新設会社の株式へ交換した結果、得る権利は、分割元会社の定款により与えていた権利と比較して、減少又は制限されてはならない。

3 会社定款に別段の定めがない限り、株式会社の分割に際し、各株主は、分割元会社の発行株式総数に対する所有株式の比率を、新設会社の発行株式総数に対しても保持する。

4 株式会社は、株主総会が分割を決定した時点から、その旨を、当該決定後に発生する債務の債権者に遅滞なく知らせなければならない。

5 株式会社は、株主総会が分割を決定した日から2か月以内に、全ての債権者に、分割についての通知書を発送し、その旨の公告を刊行物に掲載しなければならない。この通知（公告）に

は，分割貸借対照表，並びに，分割により新設される各株式会社の名称及び所在地の情報を含める。

- 6 分割元会社の債権者は，通知を受領した日（公告日）から2か月以内に，会社に対し，債務の期限前履行と損害賠償を請求できる。
- 7 分割により新設された株式会社は，分割元株式会社の債務につき，連帯責任を負う。

第97条 株式会社の分離

- 1 株式会社の分離とは，1社又は複数の株式会社を設立し，そこに，組織変更する会社の権利及び義務を移譲し，この際，後者が活動を停止しないものである。
- 2 分離により組織変更する株式会社の取締役会（監督役員会）は，分離による組織変更，分離の手続及び条件，新しい株式会社（1社・数社）の設立，分離元会社株式の新設会社株式への転換，そのような転換（分配，取得）の手続，並びに分割貸借対照表の承認を，株主総会の決議にかける。
- 3 分離により組織変更する株式会社の株主総会は，分離による組織変更，分離の手続及び条件，新しい株式会社（単数・複数）の設立，分離元会社株式の新設会社株式への転換，そのような転換（分配，取得）の手續，並びに分割貸借対照表の承認を，決議する。

新設される各株式会社の株主総会は，定款の承認と，会社機関の組織を決定する。分離による組織変更の決定に従い分離元会社が新設株式会社の単独株主となる場合，新設会社の定款の承認，及び，同社の各機関の組織は，分離元会社の株主総会が行う。

分離による組織変更の決定が，分離元会社の株式を新設会社の株式に転換することを定めている場合，又は，新設会社の株式を分離元会社の株主間で分配することを定めている場合，分離元会社の株主であって，株式会社の分離に反対票を入れた者，又は，分離を決める議決に参加しなかった者は，それぞれ，所有する分離元株式と同等の権利を与える新設各社の株式を，所有する分離元株式会社の株式数に応じた按分で受け取らなければならない。

- 4 株式会社から1社又は数社の株式会社が分離する際，分離する各社には，分割貸借対照表に基づき，分離元株式会社の権利及び義務の一部が移行する。

第98条 株式会社の形態変更

- 1 株式会社は，法律の定める要件に従い，有限責任株式会社⁸，又は，生産協同組合に形態変更できる。

形態変更する株式会社の取締役会（監督役員会）は，形態変更の問題，その手続及び条件，並びに，株式を有限責任会社の社員の出資分又は生産協同組合の組合員の持分に交換する手続を，株主総会の決議にかける。

⁸ 原文ママ。「有限責任会社」と思われる。

- 2 形態変更する株式会社の株主総会は、形態変更の問題、その手続及び条件、並びに、株式を有限責任会社の社員の出資分又は生産協同組合の組合員の持分に交換する手続について決議する。形態変更により設立される新法人の社員は、その合同会議において、該当の組織に関する法律の要件に従い、設立文書の承認と、経営機関の選出（任命）を決定する。

第99条 株式会社の強制組織変更の要件が遵守されなかった場合の効果

- 1 裁判所判決に基づく分割又は分離による強制組織変更の実施について、全権を与えられた株式会社の機関が、裁判所判決に指定される期間内に組織変更を行わなかった場合、裁判所は委任管財人を任命し、この者に分離又は分割の実行を委ねる。
- 2 委任管財人が任命された時点から、株式会社の取締役会（監督役員会）、執行機関、及び、株主総会の権限は、委任管財人に移行する。
- 3 委任管財人は、株式会社の名において活動し、分割貸借対照表を作成し、それとともに、株主総会の承認を受けた、分割又は分離により新設される会社の設立文書を、裁判所の審理にかける。新設される株式会社の国家登記は、裁判所判決に基づいて行われる。

第100条 株式会社の清算

- 1 株式会社は、民法に規定される手続に従い、本法及び会社定款に定められる特則を考慮し、自主的に清算され得る。株式会社は、タジキスタン共和国の法律が規定する事由により、裁判所判決により、清算され得る。
株式会社は、清算により、権利承継手続によって権利及び義務を他者へ移行させることなく、活動を停止する。
- 2 株式会社が自主清算する場合は、清算会社の取締役会（監督役員会）は、株式会社の清算の問題と清算委員会の任命を、株主総会の決議にかける。
自主清算をする会社の株主総会は、株式会社の清算と清算委員会の任命を決定する。
- 3 清算委員会が任命された時点から、株式会社の全ての経営権は、同委員会に移行する。清算委員会は、清算する会社の名において、裁判に出席する。
- 4 清算株式会社の株主が國である場合、清算委員会には、國家財産管理を管轄する全権機関の代表が入る。この要件が遵守されない場合、株式会社の国家登記を行った機関は、清算委員会の任命について合意を出してはならない。

第101条 株式会社の清算手続

- 1 清算委員会は、法人登記情報を発行する出版機関に、株式会社の清算、並びに債権届出の手続及び期間の通知を掲載する。
債権届出期間は、株式会社の清算の公告日から、2か月以上なくてはならない。

- 2 清算の決定がとられた時点で株式会社に債務がない場合，その財産は，本法第102条に従い，株主間で分配される。
- 3 清算委員会は，債権者を探し，受取勘定を回収するための措置を取り，債権者に書面で株式会社の清算について通知する。
- 4 債権届出期間が終了した後，清算委員会は，中間清算貸借対照表を作成する。これには，清算株式会社の財産の内訳，届出のあった債権，及び，その審査結果が記載される。中間清算貸借対照表は，清算会社の国家登記を行った機関と合意され，株主総会による承認を受ける。
- 5 清算株式会社の資金が全債権者の債権を弁済するのに不足する場合，清算委員会は，会社の他の財産を，裁判所判決の執行に関して定められている手続に従い，公の競売で売却する。
- 6 清算株式会社の債権者に対する支払は，民法が定める順位により，中間清算貸借対照表に従って，清算委員会が行う。支払は，中間清算貸借対照表が承認された日から開始される。ただし，第5順位の債権者については，中間清算貸借対照表の承認日の1か月後から支払が開始される。
- 7 債権者への支払の終了後，清算委員会は，清算貸借対照表を作成する。清算貸借対照表は，清算株式会社の国家登記を行った機関と合意され，株主総会の承認を受ける。

第102条 清算株式会社の残余財産の分与

- 1 債権者への支払が終了した後に残った清算株式会社の財産は，清算委員会により，次の順位に従い，株主に分与される。
 - 第1順位 本条第74条に従い買い取られるべき株式に対する支払
 - 第2順位 未払であった優先株式の配当と，定款が定める優先株式の清算価格の支払
 - 第3順位 普通株式及び全タイプの優先株主間での，残余財産の分配
- 2 各順位における財産の分与は，先順位における分与が完全に終わった後に行われる。各タイプの優先株式について定款が定める清算価格の支払は，定款が先順位と定めるタイプの優先株式の清算価格が完全に支払われた後に，後順位の支払が行われる。
株式会社の財産が同タイプの優先株式の全株主に対する未払配当及び清算価格の支払に不足する場合，財産は，同タイプの優先株式の株主の間で，所有株式数に応じ按分される。

第103条 株式会社の清算の完了

国家登記機関が統一国家法人登記簿にその旨の記載をした時点で，株式会社の清算は完了し，株式会社は，存在を停止したものとされる。

第15章 最終章

第104条 タジキスタン共和国法「株式会社について」の失効

1991年12月23日付けタジキスタン共和国法「株式会社について」は、失効する。（タジキスタン共和国シュロイ・オリ公報、1992年、第4号、39ページ；タジキスタン共和国アフボリ・マジリシ・オリ、1996年、第23号、362ページ；1998年、第10号、131ページ；2005年、第12号、643ページ）

第105条 本法の発効手続

本法は、その公布日から発効する。

タジキスタン共和国大統領 E.ラフモノフ